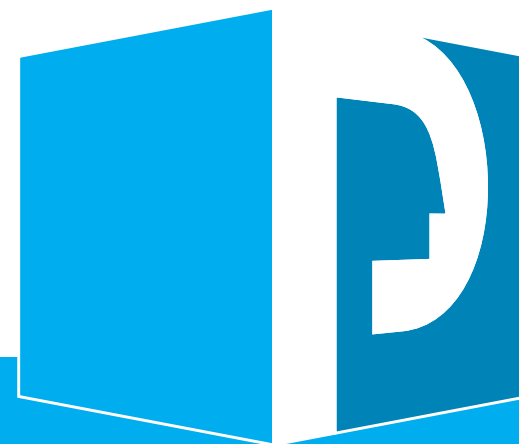


PCA 法人税シリーズ

プログラム変更内容について

Rev.28.00



◆はじめに

『PCA 法人税』（Rev.28.00）では、以下の税制改正、機能変更等に対応いたしました。

◆税制改正への対応

以下の改正に対応しました。

○「強い経済」の実現に向けた対応

【国税】

- ・一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し (P.3)
- ・中小企業技術基盤強化税制の見直し・延長 (P.4)
- ・賃上げ税制の見直し (P.4)
- ・大企業の生産性の向上に関連する税額控除の見直し (P.5)
- ・オープンイノベーション促進税制の拡充・見直し (P.6)

【地方税】

- ・一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し (P.6)
- ・中小企業技術基盤強化税制の見直し・延長 (P.6)
- ・賃上げ税制の見直し (P.7)
- ・大企業の生産性の向上に関連する税額控除の見直し (P.7)
- ・オープンイノベーション促進税制の拡充・見直し (P.7)

○活力ある地方・中小企業の後押し

【国税】

- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長・見直し (P.8)
- ・地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却の見直し・延長 (P.8)
- ・地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の廃止 (P.8)

【地方税】

- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長・見直し (P.9)
- ・地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却の見直し・延長 (P.9)
- ・地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の廃止 (P.9)

○その他の租税特別措置等

【国税】

- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長 (P.10)
- ・企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し・延長 (P.11)
- ・企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を取得した場合の税額控除制度の見直し・延長 (P.11)

【地方税】

- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長 (P.12)
- ・企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し・延長 (P.12)
- ・企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を取得した場合の税額控除制度の見直し・延長 (P.12)

○防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(令和7年度改正内容)

【国税】

- ・防衛特別法人税の創設 (P.13)

◆電子申告

○国税電子申告のバージョンアップに対応

- ・令和8年5月の国税電子申告のバージョンアップ(手続き Ver.26.0.0)に対応しました。
- ・電子証明書の認証局サービス名「日税連 税理士用電子証明書 (第五世代)」を削除しました。
- ・電子証明書の認証局サービス名「日税連 税理士用電子証明書 (第六世代)」が「日税連 税理士用電子証明書」に変更しました。

○地方税電子申告のバージョンアップに対応

- ・提出先マスタの変更に対応しました。

※電子申告の対応バージョンについては P.43 をご覧ください。

◆ご注意

Oe-Tax ソフト等で令和8年4月1日以後開始事業年度から始まる防衛特別法人税を納付する場合 (P.47)

◆お知らせ

OCR 印刷機能(直接印刷機能)の廃止について (P.47)

◆税制改正の内容

○「強い経済」の実現に向けた対応

【国税】

・一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

研究開発投資の促進を継続するため、一般試験研究費に係る税額控除制度について、控除率の算式および控除上限の変動措置が見直されます。

控除上限の特例措置および上乗せ措置は **3年間延長**されます。

控除率の算式	令和8年3月31日まで	令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から
増減試験研究費割合	12%超の場合 $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$	12%超の場合 $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$	15%超の場合 $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$
	12%以下の場合 $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$	12%以下の場合 $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$	3%超 15%以下の場合 $8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$
	—	0%より小さい場合 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5/30$	3%以下の場合 $8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 8.5/13$
上乗せ措置	上記控除率×控除割増率(上限10%) (※) (※) 控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) ×0.5	上記控除率×控除割増率(上限10%) (※) (※) 控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) ×0.5	左と同じ (3年間延長)
控除上限 (変動措置)	増減試験研究費割合が4%超の場合 法人税額×(増減試験研究費割合 - 4%) × 0.625% の上乗せ(上限: 法人税額×5%) ※上乗せ措置といずれか大きい方 増減試験研究費割合が△4%超の場合 法人税額×(-増減試験研究費割合 - 4%) × 0.625% の減額(上限: 法人税額×△5%)	増減試験研究費割合が4%超の場合 法人税額×(増減試験研究費割合 - 4%) × 0.625% の上乗せ(上限: 法人税額×5%) ※上乗せ措置といずれか大きい方 増減試験研究費割合が△4%超の場合 法人税額×(-増減試験研究費割合 - 4%) × 0.625% の減額(上限: 法人税額×△5%)	増減試験研究費割合が7%超の場合 法人税額×(増減試験研究費割合 - 7%) × 0.625% の上乗せ(上限: 法人税額×5%) ※上乗せ措置といずれか大きい方 増減試験研究費割合が△1%超の場合 法人税額×(-増減試験研究費割合 - 1%) × 0.625% の減額(上限: 法人税額×△5%)

<PCA 法人税の対応>

・別表十六(九)

・中小企業技術基盤強化税制の見直し・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

研究開発税制および中小企業技術基盤強化税制について次の見直しが行われます。

増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例および控除税額の上乗せ特例の適用期限が**3年間延長**されます。

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例および控除税額の上乗せ特例の適用期限が**3年間延長**されます。

控除限度超過額については、**3年間の繰越**が可能となります。

<PCA 法人税の対応>

・別表六(十)

・賃上げ税制の見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

大企業向け

令和8年3月31日をもって廃止されます。

中堅企業向け

令和9年3月31日をもって廃止されます。

適用要件と給与等の増加割合に応じた控除率および最大控除率が見直されます。

教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。

適用要件※1	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 \times 4%(現行:3%)	
給与等の増加割合※1	3%以上	- (現行:10%)
	4%以上	10%(現行:25%)
	5%以上	15%(現行:25%)
	6%以上	25%
上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	廃止(現行:5%加算)
最大控除率	30%(現行:35%)	

※1 適用要件・給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算します。

中小企業向け

最大控除率が見直され、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。

上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇員給与等支給額の0.05%以上	廃止(現行：10%加算)
最大控除率	35%(現行：45%)	

<PCA 法人税の対応>

- ・別表六(二十四)
- ・別表六(二十四)付表一
- ・別表六(二十四)付表二

・大企業の生産性の向上に関連する税額控除の見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

特定の租税特別措置の適用停止措置（特定税額控除規定）について、要件が見直され、適用期限が令和11年3月31日まで延長されます。

特定税額控除規定に、研究開発税制のうち重点産業技術試験研究費に係る措置が追加されます。

継続雇員の比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上(現行：継続雇員給与等支給額が継続雇員比較給与等支給額を超えること)に見直されます。

一定規模の法人における継続雇員給与等支給額の要件の上乗せ措置の増加割合が2%以上(現行：1%以上)に見直されます。

地域未来投資促進税制およびカーボンニュートラル投資促進税制の適用除外要件は、「継続雇員給与等支給額に係る要件および国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない」から「いずれかに該当しない」に見直されます。

<PCA 法人税の対応>

- ・別表六(七)

・オープンイノベーション促進税制の拡充・見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

下記の拡充・見直しを行ったうえで、適用期限が**2年間延長**されます。

中小企業者以外の増資特定株式の取得価額要件が**2億円以上**(現行：1億円以上)に引き上げられます。

M&A型（議決権過半数取得）の取得価額要件が**7億円以上**(現行：5億円以上)に引き上げられます。

発行法人以外の者から購入した株式について、一定の要件を満たした段階取得も所得控除（取得価額×20%）の対象となりました。

<PCA 法人税の対応>

- ・別表十(七)
- ・別表十(七)付表一

【地方税】

・一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

・中小企業技術基盤強化税制の見直し・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

・賃上げ税制の見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

・大企業の生産性の向上に関連する税額控除の見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

・オープンイノベーション促進税制の拡充・見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

○活力ある地方・中小企業の後押し

【国税】

・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長・見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例について、適用期限が**3年間延長**されます。

対象となる減価償却資産の取得価額は**40万円未満**(現行：30万円未満)に引き上げられます。

常時使用する従業員数が**400人**を超える法人は対象外となります。

<PCA 法人税の対応>

・別表十六(七)

・地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却の見直し・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

適用期限が**2年間延長**されます。

特別償却率・税額控除率が引き上げられます。

法人区分に応じて一定要件を満たす場合、特別償却率を**20%**、税額控除率を**5%**に引き上げます。

中小企業以外の法人の取得価額要件は**4,500万円**以上に引き上げられます。

<PCA 法人税の対応>

・別表六(二十)

・地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の廃止

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度は廃止されます。

<PCA 法人税の対応>

・別表六(二十一)

【地方税】

・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長・見直し

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

・地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却の見直し・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

・地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の廃止

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

○その他の租税特別措置法等

【国税】

・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

適用期限が2年間延長されます。

炭素生産性の向上率、税額控除率および特別償却率が見直されます。

企業区分	炭素生産性の向上率	税額控除率 特別償却率
中小企業者	22%以上（現行：17%以上）	税額控除率 10%（現行：14%） 特別償却率 30%（現行：50%）
	17%以上 22%未満（現行：10%以上 17%未満）	税額控除率 5%（現行：10%） 特別償却率 30%（現行：50%）
中小企業者以外	25%以上（現行：20%以上）	税額控除率 8%（現行：10%） 特別償却率 30%（現行：50%）
	20%以上 25%未満（現行：15%以上 25%未満）	税額控除率 3%（現行：5%） 特別償却率 30%（現行：50%）

<PCA 法人税の対応>

別表十六(二十五)

・企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限が**3年間延長**されます。

新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、以下の見直しを行ったうえで適用期限が**3年間延長**されます。

対象事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用する、または産業の発展に寄与し、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成および活性化の中核となる事業が追加されます。

上記の事業に係る対象資産は機械装置、建物等および構築物の特別償却率は**45%**（建物等および構築物は**23%**）、税額控除率は**14%**（建物等および構築物は**7%**）と定められます。

<PCA 法人税の対応>

- ・別表十六(二十八)

・企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を取得した場合の税額控除制度の見直し・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、以下の見直しを行ったうえで適用期限が**3年間延長**されます。

対象事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用する、または産業の発展に寄与し、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成および活性化の中核となる事業が追加されます。

また、この事業に係る対象雇用者は次の者とし、税額控除率は**9%**となります。

平成23年3月11日に避難対象区域または福島国際研究産業都市区域内の事業所に勤務していた者

平成23年3月11日に避難対象区域または福島国際研究産業都市区域内に居住していた者

- ・別表十六(二十九)

【地方税】

・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

・企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

・企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を取得した場合の税額控除制度の見直し・延長

<適用時期>

令和8年4月1日から

<内容>

国税の見直しに伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

<PCA 法人税の対応>

プログラムの変更はありません。

○六 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(令和7年度改正内容)

【国税】

・防衛特別法人税の創設

<適用時期>

令和8年4月1日から

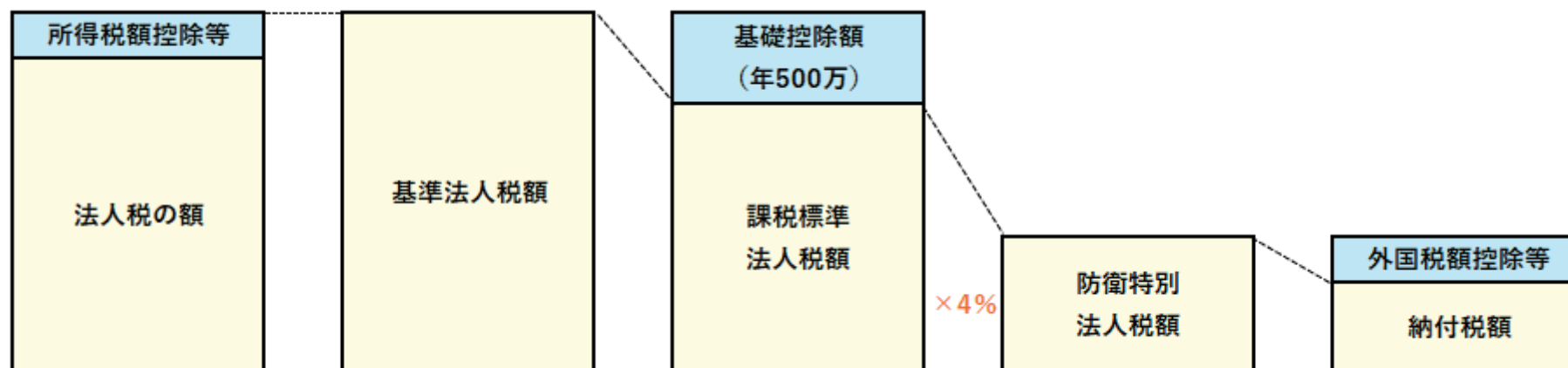
<内容>

各事業年度の所得に対して法人税が課される法人は、令和8年4月1日以降に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用せずに計算した法人税額（基準法人税額）から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて算出した金額を、防衛特別法人税として申告・納付することになります。

法人税を納めるすべての法人が対象です。

申告は法人税の確定申告と同時にを行います。（令和9年度からは中間申告も対象となります。）

$$\text{防衛特別法人税} = (\text{基準法人税額} - \text{基礎控除}[500\text{万円}]) \times \text{税率} 4\%$$



<PCA 法人税の対応>

- ・別表一
- ・別表一次葉一[新規帳票]
- ・別表一次葉二
- ・別表三 (一)
- ・別表四
- ・別表五 (一) (二)
- ・別表六 (二) (三)

◇追加様式

以下の様式が追加されました。

様式		ページ
別表一次葉一	各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分(次葉一)	16

◇削除様式

以下の様式が削除されました。

様式	
別表十四(二)付表一	公益目的事業実施必要額の計算に関する明細書

◇様式の変更

様式		変更点	ページ
別表一	各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分	項目の追加 項目の変更	17
別表一次葉 ↓ 別表一次葉二	各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分(次葉二)	様式番号の変更 項目の変更 算式の変更	18
別表三(一)	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	項目の変更	19
別表三(一)付表一	特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書	項目の追加	—
別表四	所得金額の計算に関する明細書	項目の変更	20
別表四(簡易様式)	所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)	項目の変更	21
別表五(一)	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	項目の変更	22
別表五(二)	租税公課の納付状況等に関する明細書	項目の変更	23
別表六(二)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書	項目の追加 項目の変更	24
別表六(三)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書	項目の追加	25
別表六(六)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書	項目の追加 項目の削除	26
別表六(六)付表	前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書	項目の追加	27
別表六(七)	特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書 ↓ 特定税額控除規定、産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除及び特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書	様式名の変更 項目の追加	28
別表六(九)	一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	項目の追加	29

様式		変更点	ページ
別表六(十)	中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	項目の追加	30
別表六(十二)	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	項目の追加	31
別表六(十二)付表一	新規高度人件費割合等の計算に関する明細書	項目の変更	—
別表六(十五)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	項目の変更	—
別表六(二十)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	項目の追加	32
別表六(二十一)	地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	項目の変更	—
別表六(二十二)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	項目の変更	—
別表六(二十三)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	項目の変更	—
別表六(二十四)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	項目の追加	33
別表六(二十四)付表一	給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書	項目の変更	—
別表六(二十六) ↓ 別表六(二十五)	情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ↓ 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	別表番号の変更 様式名の変更 項目の追加	34
別表六(二十七) ↓ 別表六(二十六)	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	様式番号の変更 項目の追加	35
別表六(二十八)	特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ↓ 特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	様式名の変更	36
別表六(二十九)	特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する明細書	項目の追加	37
別表十(七)	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書	項目の追加	38
別表十(七)付表一	各特定株式の特別勘定の金額に関する明細書	項目の追加	39
別表十三(五)	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	項目の変更	—
別表十四(二)	寄附金の損金算入に関する明細書	項目の追加	40
別表十四(二)付表二 ↓ 別表十四(二)付表	公益目的事業実施必要額の計算に関する明細書 ↓ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書	様式名の変更 様式番号の変更 大幅な変更	41
別表十六(一)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	項目の変更	—
別表十六(二)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	項目の変更	—
別表十六(六)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	項目の変更	—
別表十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	項目の変更	—
別表十六(九)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	項目の変更	—
適用額明細書		算式の変更	—
課税標準となる法人税額		算式の変更	—
納付税額一覧		項目の変更	42

◆様式の追加・変更 ※こちらに掲載している様式以外についても、軽微な様式等の変更があります。

◆追加

■別表一次葉一

		事業年度等	令和 8・4・1 令和 9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	
課税標準額	45	前期の金額に対する法人税額(2)-(3)-(4)-(5)の外国(別表六(二)付表六(7)の1)の1(参考表六(7)の2)の1)		外国税額の還付金額(73)	60	
	46	課税留保金額に対する法人税額(8)		中間納付額(58)-(57)	61	
申告法人税額	47	基礎控除額(500万円×ア)又は(別表一付表19)		計(60)+(61)	62	
	48	基礎控除残額の(47)-(45)又は(別表一付表12)		確定防衛特別法人税額	63	
計算防衛特別法人税額	49	課税標準法人税額(67)+(69)	000	この申告が修正申告である場合 還付金額(64)	64	
	50	防衛特別法人税額(68)		前回の申告による 欠損金の繰戻しによる還付金額(65)	65	
防衛特別法人税額	51	税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六(2)の野)		この申告により納付すべき防衛特別法人税額(59)+(63)若しくは(59)+(64)+(65)又は(60)+(62)+(63)+(64)+(65)又は(60)+(62)	66	000
	52	課税留保金額に係る防衛特別法人税額(70)		この申告に対する法人税額に係る課税標準法人税額(45)-(47)(マイナスの場合は0)	67	000
防衛特別法人税額計	53	(50)+(51)+(52)		防衛特別法人税額の計	68	
	54	分配調整外消費税等及外国留保金額に係る消費税等留保額(参考表六(7)の2)の1(参考表六(7)の2)の1)		同上の4%相当額	69	000
税額	55	配当戻りに基づく過大申告の発生に伴う控除防衛特別法人税額		課税留保金額に対する法人税額に係る課税標準法人税額(48)-(48)(マイナスの場合は0)	70	
	56	外国税額の控除額(63)-(54)-(55)-(56)		同上の4%相当額	71	
差引防衛特別法人税額	57	(63)-(54)-(55)-(56)	00	外国税額(別表六(二)166)	72	
	58	中間申告分の防衛特別法人税額	00	控除した金額(56)	73	
計算	59	若し課税標準額(参考表六(7)の2)の1(参考表六(7)の2)の1)と(57)-(58)の場合(41)-(41)	00	控除しきれなかった金額(71)-(72)		

別表一次葉二へ続きます

別表一次葉一(三枚中二枚目) 命八・四・一以後終了事業年度等分

◆変更

■別表一

令和8年度版

○CR入力用：この用紙はとじこまいでください。
この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B 0 6 1 3

納税地 東京都千代田区富士見X-X-XX
法人名 ビー・シー・エー商事株式会社
事業年度 令和8年4月1日～令和9年3月31日
売上金額 30,000,000円

令和8年4月1日 令和9年3月31日
事業年度分の法人税確定申告書
課税事業年度分の地方税法確定申告書

Table with 40 rows and 4 columns (A, B, C, D) for tax calculation. Includes items like 所得税額又は欠損金額, 法人税額, 控除税額, etc.

別表一次業へ続きます 税理士名

別表一

：追加

：削除・移動

：変更

令和7年度版

○CR入力用：この用紙はとじこまいでください。
この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B 0 6 1 3

納税地 東京都千代田区富士見1-2-21
法人名 ビー・シー・エー商事株式会社
事業年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日
売上金額 110,000,000円

令和7年4月1日 令和8年3月31日
事業年度分の法人税確定申告書
課税事業年度分の地方税法確定申告書

Table with 40 rows and 4 columns (A, B, C, D) for tax calculation. Includes items like 所得税額又は欠損金額, 法人税額, 控除税額, etc.

別表一次業へ続きます 税理士名

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分へ三枚中一枚目～…令八・四・一以後終了事業年度等分

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分へ三枚中一枚目～…令七・四・一以後終了事業年度等分

令和8年度版

令和7年度版

事業年度等	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社		
法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{15}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	74	000	(74)の15%、17%又は19%相当額	77	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{12}{15}$	75	000	(75)の22%相当額	78	
その他の所得金額 (1) - (74) - (75)	76	000	(76)の19%又は23.2%相当額	79	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (28)	80	000	(80)の10.3%相当額	82	
課税留保金額に対する法人税額 (29)	81	000	(81)の10.3%相当額	83	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の 前 の 計 算	この申告前の法人税額	84	地方 法 人 税 額 の 計 算	確定地方法人税額	87
	還付金額	85		還付金額	88
	還付金額	85		欠損金の繰戻しによる還付金	89
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15)-(84)若しくは(15)+(85)又は(85)-(24)	86		この申告により納付すべき地方法人税額 (40)-(87)若しくは(40)+(88)+(89)又は((88)-(43))+(89)-(43の外書))	90
土地譲渡税額の内訳					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	91	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)	93	
同 (別表三(二の二)「26」)	92	0		00	
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算					
外国税額 (別表六(二)「56」)	94		控除しきれなかった金額 (94)-(95)	96	
控除した金額 (37)	95				

別表一次葉二(三枚中三枚目)
令八・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社		
法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{15}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	45	000	(45)の15%、17%又は19%相当額	48	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{12}{15}$	46	000	(46)の22%相当額	49	
その他の所得金額 (1) - (45) - (46)	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額	50	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額	53	
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額	54	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の 前 の 計 算	この申告前の法人税額	55	地方 法 人 税 額 の 計 算	確定地方法人税額	58
	還付金額	56		還付金額	59
	還付金額	56		欠損金の繰戻しによる還付金	60
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15)-(55)若しくは(15)+(56)又は(56)-(24)	57		この申告により納付すべき地方法人税額 (40)-(58)若しくは(40)+(59)+(60)又は((59)-(43))+(60)-(43の外書))	61
土地譲渡税額の内訳					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	62	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)	64	
同 (別表三(二の二)「26」)	63	0		00	
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算					
外国税額 (別表六(二)「56」)	65		控除しきれなかった金額 (65)-(66)	67	
控除した金額 (37)	66				

別表一次葉
令七・四・一以後終了事業年度等分

令和8年度版

令和7年度版

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書		事業年度 令和8・4・1 令和9・3・31	法人名 ピー・シー・エー商事株式会社	別表三(一)
留保金額に対する税額の計算				
課税留保金額				
年3,000万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{12}{100}$)のいずれか少ない金額	1	円	(1)の10%相当額	5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{12}{100}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	円	(2)の15%相当額	6
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円	(3)の20%相当額	7
計(21) (1)+(2)+(3)	4	円	計 (5)+(6)+(7)	8
課税留保金額の計算				
留保所得金額 (別表四「52」の②)	9	円		円
前期未配当等の額(通算法人配当等の額を除く。) (前期の(11))	10	円		円
当期末配当等の額(通算法人配当等の額を除く。)	11	円		円
法人税額、地方法人税額及び形質特許法人税額の合計額 (別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9」の外書-「11」-「18」-別表六(五)の②)と0のいずれか多い金額+(別表一「3」+「2」-「3」-「9」)-(別表六(五)の②)と0のいずれか多い金額+(別表一「2」+「4」+「6」+「9」の外書)と0のいずれか多い金額+(別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9」の外書)-「11」-「17」-(別表六(六)「3」+「9」の②)から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計	12	円		円
住民税額 (28)	13	円		円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の六「1」)	14	円		円
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	円		円
通算法人の留保金加算額 (別表三(一)付表二「5」)	16	円		円
通算法人の留保金控除額 (別表三(一)付表二「10」)	17	円		円
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における標準価額から算出される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18	円		円
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18))	19	円		円
留保控除額 (別表三(一)付表一「34」)	20	円		円
課税留保金額 (19)-(20)	21	円		円
中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9」の外書-「11」-「17」-(別表六(六)「9」の②+「9」の②)から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計	22	円		円
中小企業者等 (別表一「2」+「4」+「6」+「9」の外書-「11」-「17」-(別表六(六)「3」+「9」の②)から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計	23	円		円
住民税額 (22)又は(23)×10.4%	24	円		円
特定寄附金の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25	円		円
調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表六(二)付表六「7」の計)×10.4%×20% (マイナスの場合は0)	26	円		円
住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額	27	円		円
住民税額 (24)-(27)	28	円		円

令八・四・一以後終了事業年度分

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書		事業年度 令和7・4・1 令和8・3・31	法人名 ピー・シー・エー商事株式会社	別表三(一)
留保金額に対する税額の計算				
課税留保金額				
年3,000万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{12}{100}$)のいずれか少ない金額	1	円	(1)の10%相当額	5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{12}{100}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	円	(2)の15%相当額	6
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円	(3)の20%相当額	7
計(21) (1)+(2)+(3)	4	円	計 (5)+(6)+(7)	8
課税留保金額の計算				
留保所得金額 (別表四「52」の②)	9	円		円
前期未配当等の額(通算法人配当等の額を除く。) (前期の(11))	10	円		円
当期末配当等の額(通算法人配当等の額を除く。)	11	円		円
法人税額及び地方法人税額の合計額 (別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9」の外書-「11」-「18」-別表六(五)の②)と0のいずれか多い金額+(別表一「3」+「2」-「3」-「9」)-(別表六(五)の②)と0のいずれか多い金額+(別表一「2」+「4」+「6」+「9」の外書)と0のいずれか多い金額+(別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9」の外書)-「11」-「17」-(別表六(六)「3」+「9」の②)から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計	12	円		円
住民税額 (28)	13	円		円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の六「1」)	14	円		円
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	円		円
通算法人の留保金加算額 (別表三(一)付表二「5」)	16	円		円
通算法人の留保金控除額 (別表三(一)付表二「10」)	17	円		円
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における標準価額から算出される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18	円		円
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18))	19	円		円
留保控除額 (別表三(一)付表一「34」)	20	円		円
課税留保金額 (19)-(20)	21	円		円
中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9」の外書-「11」-「17」-(別表六(六)「9」の②+「9」の②)から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計	22	円		円
中小企業者等 (別表一「2」+「4」+「6」+「9」の外書-「11」-「17」-(別表六(六)「3」+「9」の②)から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計+「9」の②から「9」の②までの合計	23	円		円
住民税額 (22)又は(23)×10.4%	24	円		円
特定寄附金の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25	円		円
調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表六(二)付表六「7」の計)×10.4%×20% (マイナスの場合は0)	26	円		円
住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額	27	円		円
住民税額 (24)-(27)	28	円		円

令七・四・一以後終了事業年度分

令和8年度版

Table with columns: 区分, 総額, 留保, 社外流出, 配当, 其他. Rows include 当期利益又は当期欠損の額, 損金経理をした法人税, 損金経理をした道府県民税及び市町村民税, etc.

別表四 令八・四・一以後終了事業年度分

御注意 「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

令和7年度版

Table with columns: 区分, 総額, 留保, 社外流出, 配当, 其他. Rows include 当期利益又は当期欠損の額, 損金経理をした法人税, 損金経理をした道府県民税及び市町村民税, etc.

別表四 令七・四・一以後終了事業年度分

御注意 「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加減した額と符合することになります。

■別表四(簡易様式)

追加 : 削除・移動 : 変更

令和8年度版

令和7年度版

御注意		所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社		
2	1	区分	総額		処			円	
			①	②	留保	社外流出			
			円	円	配当	③		円	
		当期利益又は当期欠損の額			配当				
		損金経理をした法人税、地方法人税及び 附属特別法人税(附帯税を除く。)			その他				
		損金経理をした道府県民税及び市町村民税							
		損金経理をした納税充当金							
		損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞金を除く。)			その他				
		減価償却の償却超過額							
		役員給与の損金不算入額			その他				
		交際費等の損金不算入額			その他				
		通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)			外※				
		小計				外※			
		減価償却超過額の当期認容額							
		納税充当金から支出した事業税等の金額							
		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)			※				
		外国子会社から受ける剰余金の配当等の 益金不算入額(別表八(二)「26」)			※				
		受贈益の益金不算入額			※				
		適格現物分配に係る益金不算入額			※				
		法人税等の中間納付額及び 過納に係る還付金額			※				
		所得税額等及び欠損金の繰戻しによる 還付金額			※				
		通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)			※				
		小計				外※			
		仮計 (1)+(11)-(12)				外※			
		対象種支払租子等の損金不算入額 (別表十七(一)「29」又は「34」)			その他				
		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)			※	△			
		仮計 (23)から(25)までの計				外※			
		寄附金の損金不算入額 (別表十四(一)「26」又は「42」)			その他				
		法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の金)			その他				
		税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)			その他				
		分配時課税外国税相当額及び外国関係 会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(三)「59(2)」+「別表十七(三)の①」)			その他				
		配当金等(除く)と受取配当等の損金算入額 (別表九(一)「10」)							
		合計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)+(32)				外※			
		中間申告における繰戻しによる還付に 係る戻金等損失金額の益金算入額			※				
		非連結合併又は非連結合併の配当による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※				
		仮計 (34)+(37)+(38)				外※			
		更生欠損金又は更生再建等特別損失が行われる場合の 前年度当期の損金算入額(別表七(三)「9」又は「11」)			※	△			
		繰算対象欠損金の損金算入額又は繰算対象 所得金額の益金算入額(別表七(五)又は「11」)			※				
		仮計 (39)+(40)+(41)				外※			
		欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「49」計)+(別表七(四)「10」)			※	△			
		総計 (43)+(44)				外※			
		税金財源の繰戻しによる事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額			△	△			
		所得金額又は欠損金額				外※			

別表四簡易様式 令八・四・一以後終了事業年度分

御注意		所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社		
2	1	区分	総額		処			円	
			①	②	留保	社外流出			
			円	円	配当	③		円	
		当期利益又は当期欠損の額			配当				
		損金経理をした法人税、地方法人税及び 附属特別法人税(附帯税を除く。)			その他				
		損金経理をした道府県民税及び市町村民税							
		損金経理をした納税充当金							
		損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞金を除く。)			その他				
		減価償却の償却超過額							
		役員給与の損金不算入額			その他				
		交際費等の損金不算入額			その他				
		通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)			外※				
		小計				外※			
		減価償却超過額の当期認容額							
		納税充当金から支出した事業税等の金額							
		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)			※				
		外国子会社から受ける剰余金の配当等の 益金不算入額(別表八(二)「26」)			※				
		受贈益の益金不算入額			※				
		適格現物分配に係る益金不算入額			※				
		法人税等の中間納付額及び 過納に係る還付金額			※				
		所得税額等及び欠損金の繰戻しによる 還付金額			※				
		通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)			※				
		小計				外※			
		仮計 (1)+(11)-(12)				外※			
		対象種支払租子等の損金不算入額 (別表十七(一)「29」又は「34」)			その他				
		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)			※	△			
		仮計 (23)から(25)までの計				外※			
		寄附金の損金不算入額 (別表十四(一)「26」又は「42」)			その他				
		法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の金)			その他				
		税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)			その他				
		分配時課税外国税相当額及び外国関係 会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(三)「59(2)」+「別表十七(三)の①」)			その他				
		配当金等(除く)と受取配当等の損金算入額 (別表九(一)「10」)							
		合計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)+(32)				外※			
		中間申告における繰戻しによる還付に 係る戻金等損失金額の益金算入額			※				
		非連結合併又は非連結合併の配当による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※				
		仮計 (34)+(37)+(38)				外※			
		更生欠損金又は更生再建等特別損失が行われる場合の 前年度当期の損金算入額(別表七(三)「9」又は「11」)			※	△			
		繰算対象欠損金の損金算入額又は繰算対象 所得金額の益金算入額(別表七(五)又は「11」)			※				
		仮計 (39)+(40)+(41)				外※			
		欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「49」計)+(別表七(四)「10」)			※	△			
		総計 (43)+(44)				外※			
		税金財源の繰戻しによる事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額			△	△			
		所得金額又は欠損金額				外※			

別表四簡易様式 令七・四・一以後終了事業年度分

令和8年度版

令和7年度版

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社
I 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分	期首現在利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③	期首現在利益積立金額 ④
		減	増		
利 益 準 備 金	①	②	③	④	
積立金	円	円	円	円	円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
繰越損益金(損は赤)					
納 税 充 当 金					
未納法人税、未納地方法人税及び未納特別法人税(附帯税を除く。)	△	△	中間 確定△	△	
未払通算税効果額(附帯税の額に該当する部分の金額を除く。)			中間 確定		
未納道府県民税(均等割を含む。)	△	△	中間 確定△	△	
未納市町村民税(均等割を含む。)	△	△	中間 確定△	△	
差 引 合 計 額	31				
II 資本金等の額の計算に関する明細書					
区 分	期首現在資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③	期首現在資本金等の額 ④
		減	増		
資本金又は出資金	①	②	③	④	
資本準備金	円	円	円	円	円
32	30,000,000				30,000,000
33					
34					
35					
差 引 合 計 額	36	30,000,000			30,000,000

別表五(一)
令八・四・一以後終了事業年度分

御注意
この表は、通常の場面に於ける各SFCの増減を算出するに用いられる。中間分・確定分の通算税効果額の合計額は、中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額に、中間分・確定分の通算税効果額の合計額を加算し、更に中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額を控除したものである。

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社
I 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分	期首現在利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③	期首現在利益積立金額 ④
		減	増		
利 益 準 備 金	①	②	③	④	
積立金	円	円	円	円	円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
繰越損益金(損は赤)					
納 税 充 当 金					
未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	△	△	中間 確定△	△	
未払通算税効果額(附帯税の額に該当する部分の金額を除く。)			中間 確定		
未納道府県民税(均等割を含む。)	△	△	中間 確定△	△	
未納市町村民税(均等割を含む。)	△	△	中間 確定△	△	
差 引 合 計 額	31	△210,000		△140,000	△350,000
II 資本金等の額の計算に関する明細書					
区 分	期首現在資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③	期首現在資本金等の額 ④
		減	増		
資本金又は出資金	①	②	③	④	
資本準備金	円	円	円	円	円
32					
33					
34					
35					
差 引 合 計 額	36				

別表五(一)
令七・四・一以後終了事業年度分

御注意
この表は、通常の場面に於ける各SFCの増減を算出するに用いられる。中間分・確定分の通算税効果額の合計額は、中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額に、中間分・確定分の通算税効果額の合計額を加算し、更に中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額を控除したものである。

令和8年度版

令和7年度版

国内法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(二)
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	1	円		区	分	円
当期の法人税額 (別表六(二)の「1」)	2	0		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	24	円
当期の所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3			納付した控除対象外 国法人税額	25	
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4			交際費等の損金不算入額	26	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「2」)	5			貸倒引当金の戻入額	27	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	6				28	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「9」)	7				29	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	8				30	
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9				31	
国外事業所得等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表「25」)	10				32	
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)	11				33	
(10)+(11) (マイナスの場合は0)	12				34	
非課税国外所得の金額 (46の②)+(別表六(二)付表「26」) (マイナスの場合は0)	13			貸倒引当金の繰入額	36	
(12)-(13) (マイナスの場合は0)	14				37	
調整国外所得金額 (14)×90%	15				38	
調整国外所得金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16				39	
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{40}{100}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	17				40	
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(17)のうち少ない金額)	18				41	
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31」の②)	19				42	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35」の②)	20				43	
((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控 除額	21				44	
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	22			小計	45	
当期に控除できる金額 (21)+(22)	23			計	46	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額	47	円		地方法人税控除限度額 (51)× $\frac{10}{100}$	52	円
法人税の控除限度額 (17)	48			(通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	53	
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49			地方法第12条第1項により控除できる金額 (49)と(52)のうち少ない金額)	54	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9」の②) +「9」の③)	50	000		(53)又は当初申告税額控除額	54	
地方法人税額 (50)×10.3%-(別表六(五)の「5」の③)+(別表十七 の「6」の「1」)-(別表一「2」-「3」)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	51			地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	55	
				外国税額の控除額 (54)+(55)	56	
III 防衛特別法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (1)	57	円		防衛特別法人税控除限度額 (61)× $\frac{10}{100}$	62	円
法人税の控除限度額及び地方法人税控除限度額の合計額 (17)+(52)	58			(通算法人の場合は別表六(二)付表五「51」)	63	
差引控除対象外国法人税額 (57)-(58)	59			防衛法第16条第1項により控除できる金額 (59)と(62)のうち少ない金額)	63	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」-「4」)+(別表六(六)「9」の②) +「9」の③)又は(別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9」の②) +「9」の③)× $\frac{10}{100}$	60	000		(63)又は当初申告税額控除額	64	
防衛特別法人税額 (60)×4%-(別表六(五)の「5」の③)+(別表十七 の「6」の「1」)-(別表一「2」-「3」)-(50)×10.3%)と0の うち多い金額 (マイナスの場合は0)	61			防衛法第16条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「20」の計)	65	
				外国税額の控除額 (64)+(65)	66	

令八・四・二以後終了事業年度等分

国内法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(二)
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	1	円		区	分	円
当期の法人税額 (別表六(二)の「1」)	2	0		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	24	円
当期の所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3			納付した控除対象外 国法人税額	25	
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4			交際費等の損金不算入額	26	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「2」)	5			貸倒引当金の戻入額	27	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	6				28	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「9」)	7				29	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	8				30	
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9				31	
国外事業所得等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表「25」)	10				32	
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)	11				33	
(10)+(11) (マイナスの場合は0)	12				34	
非課税国外所得の金額 (46の②)+(別表六(二)付表「26」) (マイナスの場合は0)	13			貸倒引当金の繰入額	36	
(12)-(13) (マイナスの場合は0)	14				37	
調整国外所得金額 (14)×90%	15				38	
調整国外所得金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16				39	
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{40}{100}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	17				40	
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(17)のうち少ない金額)	18				41	
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31」の②)	19				42	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35」の②)	20				43	
((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控 除額	21				44	
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	22			小計	45	
当期に控除できる金額 (21)+(22)	23			計	46	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (1)	47	円		地方法人税控除限度額 (51)× $\frac{10}{100}$	52	円
法人税の控除限度額 (17)	48			(通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	53	
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49			地方法第12条第1項により控除できる金額 (49)と(52)のうち少ない金額)	54	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9」の②) +「9」の③)	50	000		(53)又は当初申告税額控除額	54	
地方法人税額 (50)×10.3%-(別表六(五)の「5」の③)+(別表十七 の「6」の「1」)-(別表一「2」-「3」)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	51			地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	55	
				外国税額の控除額 (54)+(55)	56	

令七・四・二以後終了事業年度等分

令和8年度版

令和7年度版

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

当期の控除余裕額又は控除限度超過額の計算			
法人税 (別表六(二)「17」又は(別表六(二)「11」)	1	円	円
地方税法 (別表六(二)「52」又は(別表六(二)「46」)	2		
防衛特別法人税 (別表六(二)「62」又は(別表六(二)「53」)	3		
道府県民税 (1)×1%又は(別表六(三)付表「28の④」)	4		
市町村民税 (1)×6%又は(別表六(三)付表「28の⑤」)	5		
計 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	6		
控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	7		

当期の控除余裕額又は控除限度超過額の計算			
法人税 (別表六(二)「17」又は(別表六(二)「11」)	1	円	円
地方税法 (別表六(二)「52」又は(別表六(二)「46」)	2		
道府県民税 (1)×1%又は(別表六(三)付表「28の④」)	3		
市町村民税 (1)×6%又は(別表六(三)付表「28の⑤」)	4		
計 (1)+(2)+(3)+(4)	5		
控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	6		

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額に関する明細

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額に関する明細

事業年度	区分	控除余裕額			控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
..	国税	13					
	道府県民税	14					
	市町村民税	15					
..	国税	16					
	道府県民税	17					
	市町村民税	18					
..	国税	19					
	道府県民税	20					
	市町村民税	21					
..	国税	22					
	道府県民税	23					
	市町村民税	24					
..	国税	25					
	道府県民税	26					
	市町村民税	27					
..	国税	28					
	道府県民税	29					
	市町村民税	30					
合計	国税	31					
	道府県民税	32					
	市町村民税	33					
当期分	計 (31)+(32)+(33)	34					
	国税	35 (8)			(12)		外(別表六(二)の二)「26」-(34の⑧)
	道府県民税	36 (9)					
	市町村民税	37 (10)					(34の②)
合計	計 (35)+(36)+(37)	38 (11)	(34の⑤)				

事業年度	区分	控除余裕額			控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
..	国税	12					
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
..	国税	15					
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
..	国税	18					
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
..	国税	21					
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
..	国税	24					
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
..	国税	27					
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合計	国税	30					
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
当期分	計 (30)+(31)+(32)	33					
	国税	34 (7)			(11)		外(別表六(二)の二)「26」-(33の⑧)
	道府県民税	35 (8)					
	市町村民税	36 (9)					(33の②)
合計	計 (34)+(35)+(36)	37 (10)	(33の⑤)				

別表六(三) 令八・四・一以後終了事業年度分

別表六(三) 令七・四・一以後終了事業年度分

■別表六(六)

令和8年度版

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書		事業年度 令和8・4・1 令和9・3・31	法人名 ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(六)
法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算				
当期税額控除可能額 (7の合計)	1	円	当期税額基準額 (2)-(3)× $\frac{100}{100}$	4
調整前法人税額 (別表一2)又は別表一の二2)若しくは13) 調整前法人税額に係る特別控除対象額 (別表六(十四)14)+(28)	2	0	法人税額の特別控除額 (1)と(4)のうち少ない金額+(3)	5
	3		調整前法人税額超過額 (1)-(5)-(3)	6
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び法人税額の特別控除額の明細				
適用を受ける各特別控除制度		7	8	9
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六(九)「31」	円	別表六(九)「33」
	前期繰越分計	② 別表六(六)付表1の①		別表六(十)「27」
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六(十)「20」		別表六(十)「22」
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	④ 別表六(十二)「9」		別表六(十二)「11」
	前期繰越分計	⑤ 別表六(六)付表1の①		別表六(十五)「21」
中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑥ 別表六(十五)「14」		別表六(十五)「16」
	前期繰越分計	⑦ 別表六(六)付表1の①		別表六(十六)「23」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑧ 別表六(十六)「16」		別表六(十六)「18」
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨ 別表六(十七)「24」		別表六(十七)「26」
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六(十八)「23」		別表六(十八)「25」
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六(十九)「18」		別表六(十九)「20」
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六(二十)「27」		別表六(二十)「29」
	⑬ 別表六(二十一)「21」		別表六(二十一)「23」	
	⑭ 別表六(二十一)「27」		別表六(二十一)「29」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮ 別表六(二十二)「8」		別表六(二十三)「10」
	前期繰越分計	⑯ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十三)「25」
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑰ 別表六(二十三)「18」		別表六(二十三)「20」
	前期繰越分計	⑱ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十四)「44」
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑲ 別表六(二十四)「43」		別表六(二十四)「45」
生産工程効率化等設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳ 別表六(二十五)「27」		別表六(二十五)「29」
	前期繰越分計	㉑ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十六)「23」
	⑳ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十六)「33」	
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉒ 別表六(二十六)「16」		別表六(二十六)「18」
	㉓ 別表六(二十六)「26」		別表六(二十六)「28」	
	㉔ 別表六(二十六)「36」		別表六(二十六)「40」	
	前期繰越分計	㉕ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十七)「23」
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉖ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十七)「18」
	㉗ 別表六(二十七)「26」		別表六(二十七)「28」	
	前期繰越分計	㉘ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十八)「27」
特定復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉙ 別表六(二十八)「20」		別表六(二十八)「22」
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉚ 別表六(二十九)「13」		別表六(二十九)「15」
合計			(6)	(5)-(3)

別表六(六) 令八・四・一以後終了事業年度分

令和7年度版

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書		事業年度 令和7・4・1 令和8・3・31	法人名 ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(六)
法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算				
当期税額控除可能額 (7の合計)	1	円	当期税額基準額 (2)-(3)× $\frac{100}{100}$	4
調整前法人税額 (別表一2)又は別表一の二2)若しくは13) 調整前法人税額に係る特別控除対象額 (別表六(十四)14)+(28)	2		法人税額の特別控除額 (1)と(4)のうち少ない金額+(3)	5
	3		調整前法人税額超過額 (1)-(5)-(3)	6
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び法人税額の特別控除額の明細				
適用を受ける各特別控除制度		7	8	9
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六(九)「21」	円	別表六(九)「23」
	前期繰越分計	② 別表六(六)付表1の①	0	別表六(十)「20」
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六(十二)「9」		別表六(十二)「11」
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	④ 別表六(六)付表1の①		別表六(十五)「21」
	前期繰越分計	⑤ 別表六(六)付表1の①		別表六(十五)「16」
中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑥ 別表六(六)付表1の①		別表六(十六)「23」
	前期繰越分計	⑦ 別表六(六)付表1の①		別表六(十六)「18」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑧ 別表六(十六)「16」		別表六(十六)「18」
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨ 別表六(十七)「23」		別表六(十七)「25」
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六(十八)「23」		別表六(十八)「25」
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六(十九)「18」		別表六(十九)「20」
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六(二十)「16」		別表六(二十)「18」
	⑬ 別表六(二十一)「21」		別表六(二十一)「23」	
	⑭ 別表六(二十一)「27」		別表六(二十一)「29」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮ 別表六(二十二)「8」		別表六(二十三)「10」
	前期繰越分計	⑯ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十三)「25」
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑰ 別表六(二十三)「18」		別表六(二十三)「20」
	前期繰越分計	⑱ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十四)「44」
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑲ 別表六(二十四)「37」		別表六(二十四)「39」
認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳ 別表六(二十五)「18」		別表六(二十五)「20」
	㉑ 別表六(二十六)「19」		別表六(二十六)「21」	
	㉒ 別表六(二十六)「26」		別表六(二十六)「28」	
	㉓ 別表六(二十六)「38」		別表六(二十六)「40」	
	前期繰越分計	㉔ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十七)「23」
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉕ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十七)「18」
	㉖ 別表六(二十七)「16」		別表六(二十七)「18」	
	㉗ 別表六(二十七)「26」		別表六(二十七)「28」	
	前期繰越分計	㉘ 別表六(六)付表1の①		別表六(二十八)「27」
特定復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉙ 別表六(二十八)「20」		別表六(二十八)「22」
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉚ 別表六(二十九)「12」		別表六(二十九)「14」
合計			(6)	(5)-(3)

別表六(六) 令七・四・一以後終了事業年度分

令和8年度版

令和7年度版

前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書		事業年度 令和8・4・1 令和9・3・31	法人名 ピー・シー・エー商事	別表六(六)付表
適用を受ける各特別控除制度	事業年度	当期税額控除可能額		調整前法人税額超過構成額
		1	2	
			円	0
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	④			
	計	⑤	別表六(十七)「25」	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	④			
	計	⑤	別表六(十五)「19」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	④			
	計	⑤	別表六(十六)「21」	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	計	④	別表六(二十三)「23」	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	計	④	別表六(二十四)「48」	
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	計	④	別表六(二十六)「21」	
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	計	④	別表六(二十六)「31」	
特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	計	④	別表六(二十七)「22」	
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	計	④	別表六(二十八)「25」	

令八・四・一以後終了事業年度分

前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書		事業年度 令和7・4・1 令和8・3・31	法人名 ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(六)付表
適用を受ける各特別控除制度	事業年度	当期税額控除可能額		調整前法人税額超過構成額
		1	2	
			円	0
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	計	③	別表六(十五)「19」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	③			
	計	④	別表六(十六)「21」	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	計	③	別表六(二十三)「23」	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	計	③	別表六(二十四)「42」	
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	計	③	別表六(二十七)「21」	
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	計	③	別表六(二十七)「31」	
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	①			
	②			
	計	③	別表六(二十八)「25」	

令七・四・一以後終了事業年度分

別表六(九)

令和8年度版

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(九)
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否	可					
試験研究費の額	1	円	0			
控除対象試験研究費の額	2					
控除対象試験研究費の額	3					
控除対象試験研究費の額	4					
控除対象試験研究費の額	5					
控除対象試験研究費の額	6					
増減試験研究費の額	7	円	2,700,000			
増減試験研究費の額	8	円	△2,700,000			
増減試験研究費割合	9		-1.000			
平均売上金額	10	円	10,200,000			
試験研究費割合	11					
設立事業年度の場合又は(7)=0の場合	12					
(11) > 10% の場合の控除増率	13					
令和9年度	14					
令和9年3月31日以前に開始する事業年度の	15					
令和8年度	16		0			
税 額 控 除 割 合	17					
税 額 控 除 限 度 額	18					
調整前法人税額	19					
増減試験研究費の額	20					
増減試験研究費割合	21					
平均売上金額	22					
試験研究費割合	23					
設立事業年度の場合又は(5)=0の場合	24					
(7) > 12% かつ令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合	25					
税 額 控 除 割 合	26		-0.05			
税 額 控 除 限 度 額	27					
当期税額控除可能額	28					
調整前法人税額超過構成額	29					
法人税額の特別控除額	30					
調整前法人税額超過構成額	31					
法人税額の特別控除額	32					
調整前法人税額超過構成額	33					
法人税額の特別控除額	34					

令八・四・一以後終了事業年度分

令和7年度版

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(九)
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否	可					
試験研究費の額	1	円				
控除対象試験研究費の額	2					
控除対象試験研究費の額	3					
控除対象試験研究費の額	4					
比較試験研究費の額	5					
増減試験研究費の額	6					
増減試験研究費割合	7					
平均売上金額	8					
試験研究費割合	9					
設立事業年度の場合又は(5)=0の場合	10		0.085			
(7) > 12% かつ令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合	11					
税 額 控 除 割 合	12					
税 額 控 除 限 度 額	13					
当期税額控除可能額	14					
調整前法人税額超過構成額	15					
法人税額の特別控除額	16					
調整前法人税額超過構成額	17					
法人税額の特別控除額	18					
調整前法人税額超過構成額	19					
法人税額の特別控除額	20					
調整前法人税額超過構成額	21					
法人税額の特別控除額	22					
調整前法人税額超過構成額	23					
法人税額の特別控除額	24					
調整前法人税額超過構成額	25					
法人税額の特別控除額	26					
調整前法人税額超過構成額	27					
法人税額の特別控除額	28					
調整前法人税額超過構成額	29					
法人税額の特別控除額	30					
調整前法人税額超過構成額	31					
法人税額の特別控除額	32					
調整前法人税額超過構成額	33					
法人税額の特別控除額	34					

令七・四・一以後終了事業年度分

別表六(十)

追加 : 削除・移動 : 変更

令和8年度版

令和7年度版

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事	別表六(十)
試験研究費の額	1	円		調整前法人税額	16	円
控除対象試験研究費以外の額	2			当期税額	17	
(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3			当期税額	17	
控除対象試験研究費の額	4			当期税額	18	
(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額	5	内		当期税額	19	円
控除対象試験研究費の額の計算	6			当期税額	19	円
増減試験研究費割合の計算	7			当期税額	20	
増減試験研究費の額	8			当期税額	21	
増減試験研究費割合	9			当期税額	22	
平均売上金額	10	円		当期税額	23	
試験研究費割合	11			当期税額	24	
割増前税額控除割合	12	0.12		当期税額	25	
税額控除割合	13			当期税額	26	
税額控除割合の計算	14	0.120		当期税額	27	
中小企業者等税額控除限度額	15	円		当期税額	28	
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額			
	29	30	31			
			円			
			外			
			外			
			外			
			外			
計		(25)				
当期分	(15)	(20)	外			
合計						

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(十)
試験研究費の額	1	円		調整前法人税額	14	円
控除対象試験研究費以外の額	2			調整前法人税額	14	
(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3			調整前法人税額	14	
控除対象試験研究費の額	4			調整前法人税額	14	
増減試験研究費割合の計算	5			調整前法人税額	14	
増減試験研究費の額	6			調整前法人税額	14	
増減試験研究費割合	7			調整前法人税額	14	
平均売上金額	8	円		調整前法人税額	14	
試験研究費割合	9			調整前法人税額	14	
割増前税額控除割合	10	0.12		調整前法人税額	14	
税額控除割合	11			調整前法人税額	14	
税額控除割合の計算	12	0.120		調整前法人税額	14	
中小企業者等税額控除限度額	13	円		調整前法人税額	14	
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額			
	29	30	31			
			円			
			外			
			外			
			外			
			外			
計		(25)				
当期分	(15)	(20)	外			
合計						

別表六(十二)

：追加 ：削除・移動 ：変更

令和8年度版

令和7年度版

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事	別表六(十二) 令八・四・一 以後終了事業年度分	
特定税額控除規定の適用可否							
控除対象特別試験研究費の額 (14の計)又は(16の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	7	円		
控除対象特別試験研究費の額 (別表六(九)「6」の内書)又は(別表六(十)「6」の内書)	2		当期税額基準額 (7)+(別表六(十三)「23」) $\times\frac{10}{100}$	8			
差引控除対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)	9			
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (3)と(17)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の㉑)	10			
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (3)-(4)と(18)のうち少ない金額)	5		法人税額の特別控除額	11			
特別研究税額控除限度額 (4) $\times\frac{30}{100}+(5)\times\frac{25}{100}+(3)-(4)-(5)\times\frac{20}{100}$	6		(9)-(10)				
控除対象特別試験研究費の額の明細							
指法第42条の4の2第1項各号の該当号 指法第42条の4第7項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額	(14)のうち 国内 委託試験研究費 の額	(15)	(16)		
(第1号)・第2号・第3号		円	円	円	円		
第1号・第2号・第3号							
第1号・第2号・第3号							
第1号・第2号・第3号							
第1号・第2号・第3号							
計							
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額	17				円		
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額	18						

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(十二) 令七・四・一 以後終了事業年度分	
特定税額控除規定の適用可否							
特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	7	円		
控除対象特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」)又は(別表六(十)「3」)	2		当期税額基準額 (7)+(別表六(十三)「18」) $\times\frac{10}{100}$	8			
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)	9			
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の㉑)	10			
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5		法人税額の特別控除額	11			
特別研究税額控除限度額 (4) $\times\frac{30}{100}+(5)\times\frac{25}{100}+(3)-(4)-(5)\times\frac{20}{100}$	6		(9)-(10)				
特別試験研究費の額の明細							
指法第42条の4第7項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額	(14)のうち 国内 委託試験研究費 の額	(15)	(16)		
(第1号)・第2号・第3号					円		
第1号・第2号・第3号							
第1号・第2号・第3号							
第1号・第2号・第3号							
第1号・第2号・第3号							
計							
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15						
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16						

令和8年度版

令和7年度版

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社					
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定年月日	1	合8・5・15	・	・	・	・	・	・	・	
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	
資産種類	3									
産構造、用途又は区分	4									
区細目	5									
取得年月日	6	・	・	・	・	・	・	・	・	
分事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	・	・	・	・	
取得価額	8	円	円	円	円	円	円	円	円	
取得価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9									
差引改定取得価額 (8)-(9)	10									
法人税額の特別控除額の計算										
取得価額の合計額 (10)の合計	11								円	
拡充型 計画区分 である 場合 (1)が 令和 8年 3月 31日 以前 (2)が 令和 8年 4月 1日 以後 である 場合	同上のうち拡充型計画に係る額	12								円
	税額控除限度額基準額 (12)× $\frac{4}{100}$	13								円
	(11)のうち拡充型計画に係る額	14								円
	同上のうち、取得をした新築の特定建物等及び建設をした特定建物等に係る額	15								円
	同上のうち就業の創出に著しく資する特定業務施設に係る額	16								円
	税額控除限度額基準額 (15)- (16) × $\frac{4}{100}$ + (16) × $\frac{3}{100}$ + (14) - (15) × $\frac{2}{100}$	17								円
	調整前法人税額 (13) + (17) + (19) + (23)	24								円
当期税額基準額 (25) × $\frac{20}{100}$	26								円	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)	28								円	
法人税額の特別控除額 (27) - (28)	29								円	
建 物 等 の 概 要										

別表六(二十)

令八・四・一以後終了事業年度分

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社				
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定年月日	1	・	・	・	・	・	・	・	・
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産種類	3								
産構造、用途又は区分	4								
区細目	5								
取得年月日	6	・	・	・	・	・	・	・	・
分事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	・	・	・	・
取得価額	8	円	円	円	円	円	円	円	円
取得価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9								
差引改定取得価額 (8)-(9)	10								
法人税額の特別控除額の計算									
取得価額の合計額 (10)の合計	11								円
同上のうち移転型計画に係る額	12								円
税額控除限度額基準額 (12) × $\frac{7}{100}$	19								円
(11)のうち移転型計画に係る額	20								円
同上のうち、取得をした新築の特定建物等及び建設をした特定建物等に係る額	21								円
同上のうち就業の創出に著しく資する特定業務施設に係る額	22								円
税額控除限度額基準額 (21) - (22) × $\frac{7}{100}$ + (22) × $\frac{8}{100}$ + (20) - (21) × $\frac{4}{100}$	23								円
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一「2」)	25								円
当期税額基準額 (25) × $\frac{20}{100}$	26								円
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)	28								円
法人税額の特別控除額 (27) - (28)	29								円
建 物 等 の 概 要									

別表六(二十)

令七・四・一以後終了事業年度分

令和8年度版

令和7年度版

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社			別表六(二十四) 令八・四・一以後終了事業年度分
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	30,000,000	円	適用	可	否	3	可
期末現在の常時使用する従業員の数	2	2	人					
法人税額の特別控除額の計算								
雇用者給与等支給額	4		円	令和8年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合	(14) ≥ 4% の場合 (0.05、0.1又は0.15)		23	
比較雇用者給与等支給額	5	0	円	第1項適用の場合	(18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.05		24	
雇用者給与等支給増加額	6	0	円	第2項適用の場合	プラチナくるみん又はプラチナえるびを 取得している場合 0.05		25	
雇用者給与等支給増加割合	7	0	円	第3項適用の場合	税額控除限度額 (22) × (0.1 + (23) + (24) + (25)) (14) < 0.03%の場合 0.05		26	
調整雇用者給与等支給額	8		円	第1項適用の場合	(14) ≥ 4% の場合 0.15		27	
調整比較雇用者給与等支給額	9	0	円	第2項適用の場合	(18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.05		28	
調整雇用者給与等支給増加額	10	0	円	第3項適用の場合	プラチナくるみん又ははるぼろ取得目以上 を取得している場合 0.05		29	
継続雇用者給与等支給額	11		円	第1項適用の場合	特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (27) + (28) + (29)) (14) < 0.03%の場合 0		30	
継続雇用者比較給与等支給額	12		円	第2項適用の場合	(7) ≥ 2.5% の場合 0.15		31	
継続雇用者給与等支給増加額	13	0.05	円	第3項適用の場合	(18) ≥ 5%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.1		32	
継続雇用者給与等支給増加割合	14		円	第1項適用の場合	くるみん又ははるぼろ取得目以上を取得 している場合 0.05		33	
教育訓練費の額	15		円	第2項適用の場合	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (31) + (32) + (33)) (7) < 0.015%の場合 0		34	
比較教育訓練費の額	16		円	第3項適用の場合	(14) ≥ 5% の場合 (0.05又は0.15)		35	
教育訓練費増加額	17		円	第1項適用の場合	プラチナくるみん又ははるぼろ3段階 目以上を取得している場合 0.05		36	0.05
教育訓練費増加割合	18		円	第2項適用の場合	税額控除限度額 (22) × (0.1 + (35) + (36)) (14) < 0.04%の場合 0		37	
雇用者給与等支給額比較教育訓練費割合	19		円	第3項適用の場合	(7) ≥ 2.5% の場合 0.15		38	
控除対象雇用者給与等支給増加額	20		円	第1項適用の場合	くるみん又ははるぼろ2段階目以上 を取得している場合 0.05		39	
雇用者給与等支給増加重複控除額	21		円	第2項適用の場合	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (38) + (39)) (7) < 0.015%の場合 0		40	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額	22		円	第3項適用の場合	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一「2」若しくは「13」)		41	
				第1項適用の場合	当期税額 (41) × $\frac{20}{100}$		42	
				第2項適用の場合	当期税額控除可能額 (38) × (30) + (39)又は(40)のうち少ない金額		43	
				第3項適用の場合	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の①)		44	
				第1項適用の場合	当期税額控除額 (43) - (44)		45	
				第2項適用の場合	差引当期税額基準額 (42) - (43)		46	
				第3項適用の場合	繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25」の計)		47	
				第1項適用の場合	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (46)と(47)のうち少ない金額 (4) ≥ (5)又は(5) = 0の場合 0		48	
				第2項適用の場合	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の②)		49	
				第3項適用の場合	当期繰越税額控除額 (48) - (49)		50	
				第1項適用の場合	法人税額の特別控除額 (45) + (50)		51	

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社			別表六(二十四) 令七・四・一以後終了事業年度分
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	30,000,000	円	適用	可	否	3	可
期末現在の常時使用する従業員の数	2	2	人					
法人税額の特別控除額の計算								
雇用者給与等支給額	4		円	令和7年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合	(14) ≥ 4% の場合 (0.05、0.1又は0.15)		23	
比較雇用者給与等支給額	5		円	第1項適用の場合	(18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.05		24	
雇用者給与等支給増加額	6		円	第2項適用の場合	プラチナくるみん又ははるぼろ取得目以上 を取得している場合 0.05		25	0.05
雇用者給与等支給増加割合	7		円	第3項適用の場合	税額控除限度額 (22) × (0.1 + (23) + (24) + (25)) (14) < 0.03%の場合 0		26	
調整雇用者給与等支給額	8		円	第1項適用の場合	(14) ≥ 4% の場合 0.15		27	
調整比較雇用者給与等支給額	9		円	第2項適用の場合	(18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.05		28	
調整雇用者給与等支給増加額	10		円	第3項適用の場合	プラチナくるみん又ははるぼろ取得目以上 を取得している場合 0.05		29	
継続雇用者給与等支給額	11		円	第1項適用の場合	特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (27) + (28) + (29)) (14) < 0.03%の場合 0		30	
継続雇用者比較給与等支給額	12		円	第2項適用の場合	(7) ≥ 2.5% の場合 0.15		31	
継続雇用者給与等支給増加額	13		円	第3項適用の場合	(18) ≥ 5%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05%の場合 0.1		32	
継続雇用者給与等支給増加割合	14		円	第1項適用の場合	くるみん又ははるぼろ2段階目以上を取得 している場合 0.05		33	
教育訓練費の額	15		円	第2項適用の場合	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (31) + (32) + (33)) (7) < 0.015%の場合 0		34	
比較教育訓練費の額	16		円	第3項適用の場合	(14) ≥ 5% の場合 (11) - (12) (マイナスの場合は0)		35	
教育訓練費増加額	17		円	第1項適用の場合	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一「2」若しくは「13」)		36	
教育訓練費増加割合	18		円	第2項適用の場合	当期税額 (35) × $\frac{20}{100}$		37	
雇用者給与等支給額比較教育訓練費割合	19		円	第3項適用の場合	当期税額控除可能額 ((26) × (30)又は(34)と(36)のうち少ない金額)		38	
控除対象雇用者給与等支給増加額	20		円	第1項適用の場合	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の①)		39	
雇用者給与等支給増加重複控除額	21		円	第2項適用の場合	当期税額控除額 (37) - (38)		40	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額	22		円	第3項適用の場合	繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25」の計)		41	
				第1項適用の場合	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (40)と(41)のうち少ない金額 (4) ≤ (5)又は(5) = 0の場合 0		42	
				第2項適用の場合	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の②)		43	
				第3項適用の場合	当期繰越税額控除額 (42) - (43)		44	
				第1項適用の場合	法人税額の特別控除額 (39) + (44)		45	

令和8年度版

生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社		
特定税額控除規定の適用可否							
特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定年月日	1	令 8・5・15	・	・	・	・	
事業種目	2						
資産種類	3						
構造、用途、設備の種類又は区分	4						
取得年月日	5						
事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・	
取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円	
法人税法上の圧縮記録による積立金計上額	9						
差引改定取得価額(8)-(9)	10						
法人税額の特別控除額の計算							
取得価額の合計額(10の合計)	11	円				円	
(1)が令和8年3月31日以前である場合	(1)が令和8年3月31日以前である場合	(1)が令和8年3月31日以前である場合	18	(11)のうち中小企業者以外の法人に係る額	18		
		同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	19	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	19		
		税額控除限度額基準額 $((18)-(19)) \times \frac{3}{100} + (19) \times \frac{10}{100}$	20				
	(1)が令和8年4月1日以後である場合	(1)が令和8年4月1日以後である場合	(1)が令和8年4月1日以後である場合	21	(11)のうち中小企業者以外の法人に係る額	21	
			同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	22	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	22	
		税額控除限度額基準額 $((21)-(22)) \times \frac{3}{100} + (22) \times \frac{8}{100}$	23				
		(1)が令和8年4月1日以後である場合	税額控除限度額	24	$(14) + (17) + (20) + (23)$	24	
調整前法人税額(別表一[2]又は別表一の二[2]若しくは[3])	25			25			
当期税額基準額 $(25) \times \frac{20}{100}$	26			26			
当期税額控除可能額(24)と(26)のうち少ない金額	27			27			
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の㉑)	28			28			
法人税額の特別控除額(27)-(28)	29			29			
機械設備等の概要							

別表六(二十五) 令八・四・一以後終了事業年度分

令和7年度版

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社		
特定税額控除規定の適用可否							
旧指法第42条の12の7第4項若しくは第5項又は指法第42条の12の6第2項の該当項	1	第2項	第項	第項	第項	第項	
事業適応計画の認定を受けた日	2	・	・	・	・	・	
事業種目	3						
情報技術事業適応設備の明細区分及び生産工程事業適応繰延資産の明細	資産種類	4					
		構造、用途、設備の種類又は区分	5				
	区分	取得年月日	7	・	・	・	・
		事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・
	取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円
		法人税法上の圧縮記録による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額(9)-(10)	11					
	支出金額	支出年月日	12	・	・	・	・
		支出した金額	13	円	円	円	円
	法人税額の特別控除額の計算						
	調整前法人税額(別表一[2]又は別表一の二[2]若しくは[3])	14	円				円
	情報技術事業適応設備	取得価額の合計額(11)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額	15	生	取得価額の合計額(11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額	29	産
			同上のうち中小企業者に係る額			30	
税額控除限度額 $((15)-(16)) \times \frac{3}{100} + (16) \times \frac{5}{100}$		17	小	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	31	工	
		税額控除限度額基準額 $((30)-(31)) \times \frac{10}{100} + (31) \times \frac{10}{100}$			32		
当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$		18	業	(29)のうち中小企業者以外の法人に係る額	33	者	
当期税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額		19					
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の㉑)		20	適	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	34	効	
当期税額控除額(19)-(20)		21					
支出した金額の合計額(13の合計)		22	応	税額控除限度額基準額 $((33)-(34)) \times \frac{8}{100} + (34) \times \frac{10}{100}$	35	率	
当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$		23					
繰延資産税額控除限度額 $((22)-(23)) \times \frac{3}{100} + (23) \times \frac{5}{100}$		24	設	生産工程効率化等設備税額控除限度額(32)+(35)	36	化	
当期税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100} - (19) - (26)$		25					
当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100} - (19)$		25	備	当期税額控除可能額(36)と(37)のうち少ない金額	38	等	
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の㉑)	26						
当期税額控除可能額(24)と(25)のうち少ない金額	26	延	調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の㉑)	39	資		
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の㉑)	27						
当期税額控除額(26)-(27)	28	産	法人税額の特別控除額(21)+(28)+(40)	41	当		
当期税額控除額(26)-(27)	28						
機械設備等の概要							

別表六(二十六) 令七・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十六)

令和8年度版

産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社		
措法第42条の12の6第3項及び第6項の規定の適用可否							
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画の認定日	1	令8・5・20	・	・	・	・	・
産商品競争力の区分	2						
販売単価	3	円	円	円	円	円	円
販売数	4						
調整後販売数	5						
生産販売控除額 (3)×(5)	6	円	円	円	円	円	円
取得年月日	7	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・	・
投資した金額の合計額	9	円	円	円	円	円	円
既控除対象額 (前期以前の(12)の合計)	10						
当期投資基準額残額 (9)-(10)	11						
(6)と(11)のうち少ない金額	12						
法人税額の特別控除額の計算							
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一「2」若しくは「13」)	13	円		特定商品税額控除限度額 (12)のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る額の合計額	24	円	
半導体税額控除限度額 (12)のうち半導体に係る額の合計額	14			当期税額基準額残額 (13)× $\frac{100}{100}$ -(別表六(二十五)「27」)-(16)-(21)	25		
当期税額基準額残額 (13)× $\frac{20}{100}$ -(別表六(二十五)「27」)	15			当期税額控除可能額 (24)と(25)のうち少ない金額	26		
当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額	16			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の①)	27		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の①)	17			当期税額控除額 (26)-(27)	28		
当期税額控除額 (16)-(17)	18			差引当期税額基準額残額 (25)-(26)	29		
差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19			繰越税額控除限度超過額 (38の計)	30		
繰越税額控除限度超過額 (35の計)	20			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (29)と(30)のうち少ない金額	31		
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額	21			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の②)	32		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の②)	22			当期繰越税額控除額 (31)-(32)	33		
当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23			法人税額の特別控除額 (18)+(23)+(28)+(33)	34		
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
半導体	前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額	翌期繰越額 (35)-(36)	特定産業競争力基盤強化商品	前期繰越額又は当期税額控除限度額	
事業年度	35	円	36	円	事業年度	38	円
・					・	39	円
・		外		円	・		円
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
計	(21)				計	(31)	
当期分	(14)	(16)	外		当期分	(24)	(26)
合計					合計		
産業競争力基盤強化商品生産用資産の概要							

別表六(二十六)
令八・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十七)

令和7年度版

産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社		
措法第42条の12の6第3項及び第6項の規定の適用可否							
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画の認定日	1	・	・	・	・	・	・
産商品競争力の区分	2						
販売単価	3	円	円	円	円	円	円
販売数	4						
調整後販売数	5						
生産販売控除額 (3)×(5)	6	円	円	円	円	円	円
取得年月日	7	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・	・
投資した金額の合計額	9	円	円	円	円	円	円
既控除対象額 (前期以前の(12)の合計)	10						
当期投資基準額残額 (9)-(10)	11						
(6)と(11)のうち少ない金額	12						
法人税額の特別控除額の計算							
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一「2」若しくは「13」)	13	円		特定商品税額控除限度額 (12)のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る額の合計額	24	円	
半導体税額控除限度額 (12)のうち半導体に係る額の合計額	14			当期税額基準額残額 (13)× $\frac{100}{100}$ -(別表六(二十六)「19」+「26」+「38」) -(16)-(21)	25		
当期税額基準額残額 (13)× $\frac{20}{100}$ -(別表六(二十六)「19」+「26」+「38」)	15			当期税額控除可能額 (24)と(25)のうち少ない金額	26		
当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額	16			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の①)	27		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の①)	17			当期税額控除額 (26)-(27)	28		
当期税額控除額 (16)-(17)	18			差引当期税額基準額残額 (25)-(26)	29		
差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19			繰越税額控除限度超過額 (38の計)	30		
繰越税額控除限度超過額 (35の計)	20			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (29)と(30)のうち少ない金額	31		
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額	21			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の②)	32		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の②)	22			当期繰越税額控除額 (31)-(32)	33		
当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23			法人税額の特別控除額 (18)+(23)+(28)+(33)	34		
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
半導体	前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額	翌期繰越額 (35)-(36)	特定産業競争力基盤強化商品	前期繰越額又は当期税額控除限度額	
事業年度	35	円	36	円	事業年度	38	円
・					・	39	円
・		外		円	・		円
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
・					・		外
計	(21)				計	(31)	
当期分	(14)	(16)	外		当期分	(24)	(26)
合計					合計		
産業競争力基盤強化商品生産用資産の概要							

別表六(二十七)
令七・四・一以後終了事業年度分

■別表六(二十八)

令和8年度版

特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は近隣特別集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社				
税額控除に関する規定の該当条	1	震災特例法第17条の2・震災特例法第17条の2の2・旧震災特例法第17条の2							
事業の内容、適用を受ける資産の所在地等	2								
資産 種 類 3 構造、用途、設備の種類又は区分 4 細 目 5	取得年月日	6	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9							
差引改定取得価額	10	(8)-(9)							
法人税額の特別控除額の計算									
当 期 分 の 計 算	(10)のうち14%又は7%適用資産の取得価額の合計額	11	円	当期税額控除可能額 (17)と(19)のうち少ない金額	20	円			
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㊸」)	21				
	(11)の資産以外の資産の取得価額の合計額 (10)の合計-(11)	13		当期税額控除額 (20)-(21)	22				
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	14		差引当期税額基準額 (19)-(20)	23				
	税額控除限度額の計算 (11)-(12)× $\frac{14}{100}$ +(12)× $\frac{7}{100}$	15		繰越税額控除限度超過額 (29)の計	24				
	(13)-(14)× $\frac{15}{100}$ +(14)× $\frac{8}{100}$	16		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23)と(24)のうち少ない金額	25				
	税額控除限度額 (15)+(16)	17		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㊸」)	26				
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	18		当期繰越税額控除額 (25)-(26)	27				
	当期税額基準額 (18)× $\frac{20}{100}$	19		法人税額の特別控除額 (22)+(27)	28				
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	29	円	当期控除可能額	30	円	翌期繰越額 (29)-(30)	31	円
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
計			(25)						
当期分	(17)		(20)						
合計									
機 械 設 備 等 の 概 要									

別表六(二十八) 令八・四・一以後終了事業年度分

令和7年度版

特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は近隣特別集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社				
税額控除に関する規定の該当条	1	震災特例法第17条の2・震災特例法第17条の2の2・震災特例法第17条の2の3							
事業の内容、適用を受ける資産の所在地等	2								
資産 種 類 3 構造、用途、設備の種類又は区分 4 細 目 5	取得年月日	6	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9							
差引改定取得価額	10	(8)-(9)							
法人税額の特別控除額の計算									
当 期 分 の 計 算	(10)のうち14%又は7%適用資産の取得価額の合計額	11	円	当期税額控除可能額 (17)と(19)のうち少ない金額	20	円			
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㊸」)	21				
	(11)の資産以外の資産の取得価額の合計額 (10)の合計-(11)	13		当期税額控除額 (20)-(21)	22				
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	14		差引当期税額基準額 (19)-(20)	23				
	税額控除限度額の計算 (11)-(12)× $\frac{14}{100}$ +(12)× $\frac{7}{100}$	15		繰越税額控除限度超過額 (29)の計	24				
	(13)-(14)× $\frac{15}{100}$ +(14)× $\frac{8}{100}$	16		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23)と(24)のうち少ない金額	25				
	税額控除限度額 (15)+(16)	17		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㊸」)	26				
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	18		当期繰越税額控除額 (25)-(26)	27				
	当期税額基準額 (18)× $\frac{20}{100}$	19		法人税額の特別控除額 (22)+(27)	28				
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	29	円	当期控除可能額	30	円	翌期繰越額 (29)-(30)	31	円
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
計			(25)						
当期分	(17)		(20)						
合計									
機 械 設 備 等 の 概 要									

別表六(二十八) 令七・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十九)

：追加 ：削除・移動 ：変更

令和8年度版

令和7年度版

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(二十九) 令八・四・一以後終了事業年度分
被災雇用者等を雇用した場合 被 災 雇 用 者 等 を 雇 用 し た 場 合	認定地方公共団体の指定を受けた年月日	1	・	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税額控除限度額 $\left\{ \begin{array}{l} ((3)-(4)-(5)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{9}{100} + \\ (5) \times \frac{7}{100} \end{array} \right\}$ 又は10	円
	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2			$\left\{ \begin{array}{l} ((8)-(9)) \times \frac{10}{100} + \frac{15}{100} \text{又は} \frac{20}{100} + (9) \times \frac{9}{100} \end{array} \right\}$	
	同上のうち損金の額に算入される金額	3			調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	11
	同上のうち特別給与等の額	4			当期税額基準額 $(11) \times \frac{20}{100}$	12
	(3)のうち特定給与等の額	5			当期税額控除可能額 (10)と(12)のうち少ない金額	13
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定、指定又は確認を受けた年月日	6	・	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㊸」)	14	
	当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	7		法人税額の特別控除額 (13) - (14)	15	
	同上のうち損金の額に算入される金額	8				
	同上のうち特定給与等の額	9				

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社	別表六(二十九) 令七・四・一以後終了事業年度分
被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	・	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税額控除限度額 $\left\{ \begin{array}{l} ((3)-(4)-(5)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{9}{100} + \\ (5) \times \frac{7}{100} \end{array} \right\}$ 又は $\left\{ \begin{array}{l} (8) \times \frac{10}{100} + \frac{15}{100} \text{又は} \frac{20}{100} \end{array} \right\}$	9
	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2			調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	10
	同上のうち損金の額に算入される金額	3			当期税額基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11
	同上のうち特別給与等の額	4			当期税額控除可能額 (9)と(11)のうち少ない金額	12
	(3)のうち特定給与等の額	5			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㊸」)	13
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定、指定又は確認を受けた日	6	・	法人税額の特別控除額 (12) - (13)	14	
	当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	7				
	同上のうち損金の額に算入される金額	8				

■別表十(七)

追加 削除・移動 変更

令和8年度版

令和7年度版

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書		事業年度 令和8・4・1 令和9・3・31	法人名 ピー・シー・エー商事	別表十七 令八・四・一以後終了事業年度分	
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十七)付表一「12」の合計	1	円	控除未済欠損金額 (別表七(一)「3」の計)	7	円
当期所得金額総計基準額 (別表四「45の①」-「27の①」)	2	円	欠損金当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	8	円
新臨床探鉱費又は海外新臨床探鉱費の特別控除額 (別表十三「47」)	3	0	準翌期繰越欠損金額 (7)-(8)	9	円
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	4	0	当期所得基準額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(9) 又は別表十(七)付表一「10」 (125億円を超える場合は125億円) (マイナスの場合は0)	10	0
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42」の計)	5	0	当期特別勘定繰入額のうち損金算入額 (1)と(10)のうち少ない金額	11	0
内訳 関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額 (別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」)	6	円	(11)のうち増資特定株式に係る損金算入額 (別表十(七)付表一「13」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	12	円
			(11)のうち増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入額 (11)-(12)	13	
当期益金算入額の計算					
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十七)付表一「15」の合計	14	円	(14)及び(16)から(19)までの益金算入額 (別表十(七)付表一「20」の合計)	21	円
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(七)付表一「15」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	15	円	同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(七)付表一「20」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	22	円
5年経過等特別勘定の金額の益金算入額 (別表十(七)付表一「16」の合計)	16	円	当期益金算入額	23	円
3年経過特別勘定の金額の益金算入額 (別表十(七)付表一「17」の合計)	17	円	(14)+(16)+(17)+(18)+(19)+(21)	23	円
成長発展が図られた特定株式を発行した法人の合併があった場合の5年間均等益金算入額 (別表十(七)付表一「18」の合計)	18	円	(23)のうち増資特定株式に係る益金算入額 (15)+(20)+(22)	24	円
要加算調整額 (別表十(七)付表一「19」の合計)	19	円	(23)のうち増資特定株式以外の特定株式に係る益金算入額	25	円
同上のうち増資特定株式に係る額 (別表十(七)付表一「19」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	20	円	(23)-(24)	25	円

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書		事業年度 令和7・4・1 令和8・3・31	法人名 ピー・シー・エー商事株式会社	別表十七 令七・四・一以後終了事業年度分	
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十七)付表一「11」の合計	1	円	控除未済欠損金額 (別表七(一)「3」の計)	7	円
当期所得金額総計基準額 (別表四「45の①」-「27の①」)	2	円	欠損金当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	8	円
新臨床探鉱費又は海外新臨床探鉱費の特別控除額 (別表十三「43」)	3	0	準翌期繰越欠損金額 (7)-(8)	9	円
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	4	0	当期所得基準額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(9)又は(別表十(七)付表一「10」) (125億円を超える場合は125億円) (マイナスの場合は0)	10	0
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42」の計)	5	0	当期特別勘定繰入額のうち損金算入額 (1)と(10)のうち少ない金額	11	0
内訳 関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	6	円	(11)のうち増資特定株式に係る損金算入額 (別表十(七)付表一「12」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	12	円
			(11)のうち増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入額 (11)-(12)	13	
当期益金算入額の計算					
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十七)付表一「14」の合計	14	円	(14)、(16)及び(17)以外の益金算入額 (別表十(七)付表一「17」の合計)	19	円
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(七)付表一「14」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	15	円	同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(七)付表一「17」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	20	円
5年経過特別勘定の金額の益金算入額 (別表十(七)付表一「15」の合計)	16	円	当期益金算入額 (14)+(16)+(17)+(19)	21	円
要加算調整額 (別表十(七)付表一「16」の合計)	17	円	(21)のうち増資特定株式に係る益金算入額 (15)+(18)+(20)	22	円
同上のうち増資特定株式に係る額 (別表十(七)付表一「16」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	18	円	(21)のうち増資特定株式以外の特定株式に係る益金算入額 (21)-(22)	23	円

令和8年度版

令和7年度版

各特定株式の特別勘定の金額に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社																					
区	分	増	資	特	定	株	式	増	資	特	定	株	式	増	資	特	定	株	式	増	資	特	定	株	式	
増法第66条の13条第1項第2号又は第3号の該当号	1																									
特定株式を発行した法人の名称	2																									
本店又は主たる事務所の所在地	3																									
特定株式の取得年月日	4																									
各特定株式の取得基準額の計算	5																									
特別勘定に経理した金額	5																									
(5)のうち損金経理による金額	6																									
(5)のうち剰余金の処分による金額	7																									
当期において取得した特定株式のうち期末に有するものの取得価額	8																									
同上の20%又は25%相当額	9																									
取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額	10																									
各特定株式の取得基準額(9)-(10)(マイナスの場合は0)	11																									
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額(5)と(11)のうち少ない金額	12																									
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額	13																									
期首特別勘定の金額	14																									
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額	15																									
5年経過等特別勘定の金額の益金算入額	16																									
3年経過特別勘定の金額の益金算入額	17																									
成長発展が図られた特定株式を発行した法人の合併があった場合の5年間均等益金算入額(26)と(27)のうち少ない金額	18																									
要加算調整額	19																									
(15)から(19)まで以外の益金算入額	20																									
当期益金算入額(15)から(20)までの計	21																									
期末特別勘定の金額(13)又は(14)-(21)	22																									
取得日から3年又は5年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額	23																									
成長発展が図られた特定株式に係る特別勘定の金額	24																									
成長発展が図られた特定株式を発行した法人の合併があった場合の5年間均等益金算入額の計算	25																									
合併事業年度終了の日における特別勘定の金額	25																									
(25)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	26																									
特定事業年度終了の日における特別勘定の金額	27																									

別表十(七)付表一 令八・四・一以後終了事業年度分

各特定株式の特別勘定の金額に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ピー・シー・エー商事株式会社																					
区	分	増	資	特	定	株	式	増	資	特	定	株	式	増	資	特	定	株	式	増	資	特	定	株	式	
特定株式を発行した法人の名称	1																									
本店又は主たる事務所の所在地	2																									
特定株式の取得年月日	3																									
各特定株式の取得基準額の計算	4																									
特別勘定に経理した金額	4																									
(4)のうち損金経理による金額	5																									
(4)のうち剰余金の処分による金額	6																									
当期において取得した特定株式のうち期末に有するものの取得価額	7																									
同上の25%相当額	8																									
取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額	9																									
各特定株式の取得基準額(8)-(9)(マイナスの場合は0)	10																									
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額(4)と(10)のうち少ない金額	11																									
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額	12																									
期首特別勘定の金額	13																									
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額	14																									
5年経過特別勘定の金額の益金算入額	15																									
要加算調整額	16																									
(14)から(16)まで以外の益金算入額	17																									
当期益金算入額(14)から(17)までの計	18																									
期末特別勘定の金額(12)又は(13)-(18)	19																									
取得日から3年又は5年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額	20																									
成長発展が図られた特定株式に係る特別勘定の金額	21																									

別表十(七)付表一 令七・四・一以後終了事業年度分

令和8年度版

令和7年度版

寄附金の損金算入に関する明細書		事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ビー・シー・エー商事株式会社	別表十四(二)
公益法人等以外の法人の場合						
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額(43の計)	1		円		別表十四(二) 令八・四・一以後終了事業年度分
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(44の計)	2		円		
	公益信託に対する寄附金額(45の計)	3		円		
	その他の寄附金額	4		円		
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5		円		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	6		円		
	計 (5)+(6)	7		円		
	所得金額仮計	8		円		
	(別表四「26の①」)	8		円		
	寄附金支出前所得金額	9		円		
	(30)+(31) (マイナスの場合は0)	9		円		
	同上の2.5%(3)相当額	10		円		
	同上の2.5%相当額	11	30,000,000	円		
	計 (11)×12	12	30,000,000	円		
	同上の2.5%相当額	13	75,000	円		
	一般寄附金の損金算入限度額	14	18,750	円		
	寄附金支出前所得金額の4%相当額 (9)×4%	15		円		
	計 (12)+(15)	16	112,500	円		
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (15)×10%	17	56,250	円		
	指定寄附金等の金額(43の計)	18		円		
	公益信託に対する寄附金の損金算入額 (3)と(15)又は(17)のうち少ない金額	19		円		
	公益信託に対する寄附金の損金算入額 (3)と(15)又は(17)-(18)のうち少ない金額	20		円		
	指定寄附金等の金額(1)	20		円		
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (6)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (5)-(21)	21		円		
	同上のうち損金の額に算入されない金額 (22)-(10)又は(14)-(18)-(19)-(20)	22		円		
	損金不算入額	23		円		
計 (23)+(24)+(25)	26		円			
公益法人等の場合						
支出した寄附金の額	27		円			
長期給付事業への繰入利子額	27		円			
同上以外のみなし寄附金額	28		円			
その他の寄附金額	29		円			
計 (27)+(28)+(29)	30		円			
所得金額仮計	31		円			
(別表四「26の①」)	31		円			
寄附金支出前所得金額	32		円			
(30)+(31) (マイナスの場合は0)	32		円			
同上の2.5%(3)相当額	33		円			
同上の2.5%相当額	34		円			
計 (33)+(34)	35		円			
長期給付事業を行う経済組合等の損金算入限度額 (27)と繰上りの年5.5%相当額のうち少ない金額	35		円			
損金算入限度額	36		円			
計 (33)と(35)のうち多い金額又は(33)と(35)のうち多い金額	36		円			
指定寄附金等の金額(43の計)	37		円			
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (3)-(38)	38		円			
同上のうち損金の額に算入されない金額 (39)-(36)-(37)	39		円			
損金不算入額	40		円			
計 (39)-(36)-(37)	40		円			
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (38)	41		円			
計 (40)+(41)	42		円			
指定寄附金等に関する明細						
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額		
				43		円
計						
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細						
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額		
				44		円
計						
公益信託に対する寄附金の明細						
寄附した日	受託者	所在地	公益信託の名称	寄附金額		
				45		円
計						
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細						
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額		
						円

寄附金の損金算入に関する明細書		事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ビー・シー・エー商事株式会社	別表十四(二)
公益法人等以外の法人の場合						
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額(41の計)	1		円		別表十四(二) 令七・四・一以後終了事業年度分
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2		円		
	その他の寄附金額	3		円		
	計 (1)+(2)+(3)	4		円		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5		円		
	計 (4)+(5)	6		円		
	所得金額仮計	7		円		
	(別表四「26の①」)	7		円		
	寄附金支出前所得金額	8		円		
	(30)+(31) (マイナスの場合は0)	8		円		
	同上の2.5%(3)相当額	9		円		
	同上の2.5%相当額	10	30,000,000	円		
	計 (10)×12	11	30,000,000	円		
	同上の2.5%相当額	12	75,000	円		
	一般寄附金の損金算入限度額	13	18,750	円		
	寄附金支出前所得金額の4%相当額 (9)×4%	14		円		
	計 (12)+(14)	15	112,500	円		
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14)×10%	16	56,250	円		
	指定寄附金等の金額(41の計)	17		円		
	公益信託に対する寄附金の損金算入額 (3)と(15)又は(17)のうち少ない金額	18		円		
	公益信託に対する寄附金の損金算入額 (3)と(15)又は(17)-(18)のうち少ない金額	19		円		
	指定寄附金等の金額(1)	20		円		
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (6)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	21		円		
	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(9)又は(13)-(17)-(18)	22		円		
損金不算入額	23		円			
計 (21)+(22)+(23)	24		円			
公益法人等の場合						
支出した寄附金の額	25		円			
長期給付事業への繰入利子額	25		円			
同上以外のみなし寄附金額	26		円			
その他の寄附金額	27		円			
計 (25)+(26)+(27)	28		円			
所得金額仮計	29		円			
(別表四「26の①」)	29		円			
寄附金支出前所得金額	30		円			
(28)+(29) (マイナスの場合は0)	30		円			
同上の2.5%(3)相当額	31		円			
同上の2.5%相当額	32		円			
計 (31)+(32)	33		円			
長期給付事業を行う経済組合等の損金算入限度額 (25)と繰上りの年5.5%相当額のうち少ない金額	34		円			
損金算入限度額	34		円			
計 (31)、(31)と(32)のうち多い金額又は(31)と(33)のうち多い金額	34		円			
指定寄附金等の金額(41の計)	35		円			
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(36)	36		円			
同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	37		円			
損金不算入額	38		円			
計 (37)-(34)-(35)	38		円			
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39		円			
計 (38)+(39)	40		円			
指定寄附金等に関する明細						
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額		
				41		円
計						
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細						
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額		
				42		円
計						
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細						
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額		
						円

別表十四(二)付表

別表十四(二)付表二

追加

削除・移動

変更

令和8年度版

令和7年度版

公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書

事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ビー・シー・エー商事株式会社
公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書	事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名
みなし寄附金額	1	公益法人特別限度額	3
公益目的事業実施必要額 (10)-(17) (マイナスの場合は0)	2	(1)と(2)のうち少ない金額	
公益目的事業実施必要額の明細			
公益目的事業に係る経常費用の額	4	公益目的事業に係る経常収益の額	11
同上のうち特定公益目的保有財産の償却費の額	5	公益充実資金の取崩額	12
公益充実資金の当期積立額のうち公益充実資金当期積立基準額を超えない部分の金額	6	特定公益目的保有財産の処分収入合計額	13
特定公益目的保有財産の取得支出合計額	7	特定公益目的保有財産以外の財産とした特定公益目的保有財産の額の合計額	14
特定公益目的保有財産とした特定公益目的保有財産以外の財産の額の合計額	8	公益目的事業以外の事業(収益事業に限る。)から公益目的事業に繰り入れた当該公益目的事業以外の事業の収益の50%相当額	15
過年度特例残存欠損額の合計額	9	公益目的事業以外の事業(収益事業を除く。)から公益目的事業に繰り入れた金額	16
差引計 (4)-(5)+(6)+(7)+(8)+(9)	10	計 (11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)	17
公益充実資金当期積立基準額を超えない部分の金額の計算			
前期末における公益充実資金の額	18	当期積立額	19
当期積立額	19	公益充実資金当期積立基準額(26の計)	20
当期積立額	19	当期積立額のうち公益充実資金当期積立基準額を超えない部分の金額((19)と(20)のうち少ない金額)	21
公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細			
公益充実活動等の内容	公益充実活動等の実施時期開始日	当期における公益充実活動等の所要額	前期末における公益充実活動等の所要額
		公益充実活動等所要額の当期積立未済相当額 (22)-(18)×(23の計) (マイナスの場合は0)	当該事業年度の月数 当該事業年度開始の日から 実施時期開始日の前日まで の月数
		22	23
		24	25
		26	27
		28	29
		30	31
		32	33
		34	35
		36	37
		38	39
		40	41
		42	43
		44	45
		46	47
		48	49
		50	51
		52	53
		54	55
		56	57
		58	59
		60	61
		62	63
		64	65
		66	67
		68	69
		70	71
		72	73
		74	75
		76	77
		78	79
		80	81
		82	83
		84	85
		86	87
		88	89
		90	91
		92	93
		94	95
		96	97
		98	99
		100	101
		102	103
		104	105
		106	107
		108	109
		110	111
		112	113
		114	115
		116	117
		118	119
		120	121
		122	123
		124	125
		126	127
		128	129
		130	131
		132	133
		134	135
		136	137
		138	139
		140	141
		142	143
		144	145
		146	147
		148	149
		150	151
		152	153
		154	155
		156	157
		158	159
		160	161
		162	163
		164	165
		166	167
		168	169
		170	171
		172	173
		174	175
		176	177
		178	179
		180	181
		182	183
		184	185
		186	187
		188	189
		190	191
		192	193
		194	195
		196	197
		198	199
		200	201
		202	203
		204	205
		206	207
		208	209
		210	211
		212	213
		214	215
		216	217
		218	219
		220	221
		222	223
		224	225
		226	227
		228	229
		230	231
		232	233
		234	235
		236	237
		238	239
		240	241
		242	243
		244	245
		246	247
		248	249
		250	251
		252	253
		254	255
		256	257
		258	259
		260	261
		262	263
		264	265
		266	267
		268	269
		270	271
		272	273
		274	275
		276	277
		278	279
		280	281
		282	283
		284	285
		286	287
		288	289
		290	291
		292	293
		294	295
		296	297
		298	299
		300	301
		302	303
		304	305
		306	307
		308	309
		310	311
		312	313
		314	315
		316	317
		318	319
		320	321
		322	323
		324	325
		326	327
		328	329
		330	331
		332	333
		334	335
		336	337
		338	339
		340	341
		342	343
		344	345
		346	347
		348	349
		350	351
		352	353
		354	355
		356	357
		358	359
		360	361
		362	363
		364	365
		366	367
		368	369
		370	371
		372	373
		374	375
		376	377
		378	379
		380	381
		382	383
		384	385
		386	387
		388	389
		390	391
		392	393
		394	395
		396	397
		398	399
		400	401
		402	403
		404	405
		406	407
		408	409
		410	411
		412	413
		414	415
		416	417
		418	419
		420	421
		422	423
		424	425
		426	427
		428	429
		430	431
		432	433
		434	435
		436	437
		438	439
		440	441
		442	443
		444	445
		446	447
		448	449
		450	451
		452	453
		454	455
		456	457
		458	459
		460	461
		462	463
		464	465
		466	467
		468	469
		470	471
		472	473
		474	475
		476	477
		478	479
		480	481
		482	483
		484	485
		486	487
		488	489
		490	491
		492	493
		494	495
		496	497
		498	499
		500	501
		502	503
		504	505
		506	507
		508	509
		510	511
		512	513
		514	515
		516	517
		518	519
		520	521
		522	523
		524	525
		526	527
		528	529
		530	531
		532	533
		534	535
		536	537
		538	539
		540	541
		542	543
		544	545
		546	547
		548	549
		550	551
		552	553
		554	555
		556	557
		558	559
		560	561
		562	563
		564	565
		566	567
		568	569
		570	571
		572	573
		574	575
		576	577
		578	579
		580	581
		582	583
		584	585
		586	587
		588	589
		590	591
		592	593
		594	595
		596	597
		598	599
		600	601
		602	603
		604	605
		606	607
		608	609
		610	611
		612	613
		614	615
		616	617
		618	619
		620	621
		622	623
		624	625
		626	627
		628	629
		630	631
		632	633
		634	635
		636	637
		638	639
		640	641
		642	643
		644	645
		646	647
		648	649

令和8年度版

令和7年度版

納付税額一覧表

事業年度 (自)令和8年4月1日から (至)令和9年3月31日まで
 法人名 ビー・シー・エー商事株式会社

税目	年税額	予定中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	翌期予定納付額
法人税						
地方法人税						
防衛特別法人税						
事業税						
内 所得割額						
付加価値割額						
課 資本割額						
特別法人事業税						
計 (事業税+特別法人事業税)						
都道府県民税						
内 法人税割額						
課 均等割額						
市町村民税						
内 法人税割額						
課 均等割額						
事業所税						
消費税及び地方消費税						
合計						

納付税額一覧表

事業年度 (自)令和7年4月1日から (至)令和8年3月31日まで
 法人名 ビー・シー・エー商事株式会社

税目	年税額	予定中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	翌期予定納付額
法人税						
地方法人税						
事業税						
内 所得割額						
付加価値割額						
課 資本割額						
特別法人事業税						
計 (事業税+特別法人事業税)						
都道府県民税	90,000		90,000		90,000	0
内 法人税割額						
課 均等割額	90,000		90,000		90,000	0
市町村民税	50,000		50,000		50,000	0
内 法人税割額						
課 均等割額	50,000		50,000		50,000	0
事業所税						
消費税及び地方消費税						
合計	140,000		140,000		140,000	0

◆ 国税電子申告について

○ 対象手続き Version

手続き ID	手続き名	Version
RHO0012	内国法人の確定申告(青色)	Ver.25.0.2→Ver.26.0.0
RHO0022	内国法人の確定申告(白色)	Ver.25.0.2→Ver.26.0.0
RHO0061	予定申告	Ver.25.0.0→Ver.26.0.0
RHO9000	イメージ添付書類(法人税申告)	Ver.18.0.0
PHO0092	欠損金の繰戻しによる還付請求(令和4年4月1日以後開始事業年度分)	Ver.23.1.0

○ 様式 Version

◆ 対応

様式 ID	様式名	Version
HOA112	別表一 各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分	Ver.6.0→Ver.7.0
HOA114	別表一(次葉一) 各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分	Ver.1.0
HOA116	別表一(次葉二) 各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分	Ver.5.0→Ver.6.0
HOA201	別表二 同族会社等の判定に関する明細書	Ver.5.0
HOA410	別表四 所得の金額の計算に関する明細書	Ver.24.0
HOA420	別表四(簡易様式) 所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)	Ver.24.0
HOA430	別表四(次葉) 所得の金額の計算に関する明細書(次葉)	Ver.24.0
HOA511	別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	Ver.15.0
HOA512	別表五(一)付表 種類資本金額の計算に関する明細書	Ver.2.0
HOA522	別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書	Ver.9.0
HOB016	別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書	Ver.6.0
HOB021	別表六(二) 内国法人の外国税額の控除に関する明細書	Ver.18.0→Ver.19.0
HOB710	別表七(一) 欠損金の損金算入等に関する明細書	Ver.13.0
HOB800	別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	Ver.18.0→Ver.19.0
HOC110	別表十一(一) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	Ver.10.0
HOC112	別表十一(一)の二) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	Ver.18.0
HOE200	別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書	Ver.15.0
HOE315	別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	Ver.6.0
HOE325	別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	Ver.6.0
HOE352	別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	Ver.4.0
HOE351	別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	Ver.4.0
HOE360	別表十六(八) 一括償却資産の損金算入に関する明細書	Ver.7.0
HOE990	事業年度分の適用額明細書	Ver.7.0

様式 ID	様式名	Version
HOI010	預貯金等の内訳書	Ver.4.0
HOI020	受取手形の内訳書	Ver.4.0
HOI030	売掛金(未収入金)の内訳書	Ver.4.0
HOI040	仮払金(前渡金)の内訳書/貸付金及び受取利息の内訳書	Ver.4.0
HOI050	棚卸資産(商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品)の内訳書	Ver.4.0
HOI060	有価証券の内訳書	Ver.4.0
HOI070	固定資産(土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。)の内訳書	Ver.5.0
HOI080	支払手形の内訳書	Ver.4.0
HOI090	買掛金(未払金・未払費用)の内訳書	Ver.5.0
HOI100	仮受金(前受金・預り金)の内訳書/源泉所得税預り金の内訳書	Ver.6.0
HOI110	借入金及び支払利子の内訳書	Ver.3.0
HOI120	土地の売上高等の内訳書	Ver.5.0
HOI130	売上高等の事業所別内訳書	Ver.5.0
HOI141	役員給与等の内訳書	Ver.5.0
HOI150	地代家賃等の内訳書/工業所有権等の使用料の内訳書	Ver.4.0
HOI160	雑益、雑損失等の内訳書	Ver.4.0
HOK010	法人事業概況説明書	Ver.7.0
HOK020	会社事業概況書(1.総括表)	Ver.7.0
HOK030	会社事業概況書(2.子会社等の状況)	Ver.7.0
HOK040	会社事業概況書(3.ICTの概要)	Ver.8.0
HOK050	会社事業概況書(4.海外取引等の概要)	Ver.8.0
予定申告		
HOE701	別表十九 法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書	Ver.6.0
共通		
TEA050	電子申告及び申請・届出による添付書類送付書	Ver.2.0
SOZ052	申告書の作成に関する計算事項等記載書面(33の2(1))	Ver.1.0
SOZ042	申告書に関する審査事項等記載書面(33の2(2))	Ver.1.0
SOZ074	税務代理権限証書(令和6年4月1日以降提出分)	Ver.1.0
TEI010	国税関係手続に係る電子委任状	Ver.1.0
法人 CSV		
HOV999	法人 CSV	Ver.1.0
イメージ添付書類(法人税申告)		
TEA900	添付書類送付書	Ver.2.0
TEF010	添付書類 ※イメージデータ(PDF形式)	Ver.1.0

欠損金の繰戻しによる還付請求		
HOZ092	欠損金の繰戻しによる還付請求書	Ver.1.1
財務諸表		
HOT010	財務諸表(XBRL2.1)	Ver.1.0、Ver.2.0、Ver.3.0

◆非対応

様式 ID	様式名
HOA319	別表三(一) 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書
HOA318	別表三(一)付表一 特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書
HOA320	別表三(二) 土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書
HOA330	別表三(三) 短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書
HOA350	別表三(四) 課税除外とされる短期所有に係る土地等(面積 1,000 平方メートル以上のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書
HOA360	別表三(五) 課税除外とされる短期所有に係る土地(面積 1,000 平方メートル未満のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書
HOB022	別表六(二)の二 当期の控除対象外国法人税額に関する明細書
HOB035	別表六(三) 外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書
HOB031	別表六(三)付表一 地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書
HOB040	別表六(四) 控除対象外国法人税額に関する明細書
HOB042	別表六(五) 利子等に係る控除対象外国法人税額に関する明細書
HOB645	別表六(六) 法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
HOB646	別表六(六)付表 前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書
HOB648	別表六(七) 特定税額控除規定、産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除及び特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書
HOB069	別表六(九) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
HOB344	別表六(十) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
HOB067	別表六(十一) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書
HOB068	別表六(十二) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
HOB078	別表六(十二)付表一 新規高度人件費割合等の計算に関する明細書
HOB211	別表六(十五) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB655	別表六(二十) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB665	別表六(二十一) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB680	別表六(二十二) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB647	別表六(二十三) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB656	別表六(二十四) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB657	別表六(二十四)付表一 給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書
HOB658	別表六(二十四)付表二 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書
HOB643	別表六(二十五) 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB099	別表六(二十六) 産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB630	別表六(二十八) 特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

様式 ID	様式名
HOB640	別表六(二十九) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
HOB704	別表七(一)付表五 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する明細書
HOB725	別表七(三) 更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書
HOB730	別表七(四) 民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書
HOB810	別表八(二) 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書
HOC055	別表十(七) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書
HOC057	別表十(七)付表一 各特定株式の特別勘定の金額に関する明細書
HOC061	別表十(八) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書
HOC120	別表十一(二) 返品調整引当金の損金算入に関する明細書
HOD410	別表十三(一) 国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書
HOD420	別表十三(二) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書
HOD430	別表十三(三) 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書
HOD440	別表十三(四) 取用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書
HOD451	別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書
HOE099	別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書
HOE098	別表十四(二)付表 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書
HOB920	別表十四(六) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書
HOE108	別表十四(九) 公益法人等が普通法人等に移行する場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書
HOE341	別表十六(四) 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法若しくは経過リース期間定額法による償却額の計算に関する明細書
HOE371	別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書
HOE381	別表十六(十) 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書
HOE390	別表十六(十一) 非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書
HOE605	別表十七(四) 国外関連者に関する明細書
HOL335	特別償却の付表 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表
HOM095	災害により生じた損失の額に関する明細書
HOM120	災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書
HOM130	災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書

◆ご注意

○e-Tax ソフト等で令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度から始まる防衛特別法人税を納付する場合

e-Tax で対応が予定されている令和 9 年 5 月までの間、防衛特別法人税を納付する場合の納付方法は次のとおりです。

e-Tax ソフト等で防衛特別法人税を納付する場合は、法人税・地方法人税とは一緒の手続きで納付することができません。

別途、防衛特別法人税だけの手続きが必要です。

防衛特別法人税の納付時には、e-Tax ソフト(WEB 版)で「受信通知」から納付情報登録依頼で納付手続きを実施するか、e-Tax ソフト(DL 版)で新規に納付情報登録依頼を作成し納付手続きを実施してください。

e-Tax ソフト(DL 版)の納付情報登録では、税目を「法人税」、申告区分を「その他」を選んで納付手続きをしてください。

詳しくは、下記の内容をご確認ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2026/topics_20260417.htm

防衛特別法人税の納付を忘れないようご注意ください。

◆お知らせ

○OCR 印刷機能(直接印刷機能)の廃止について

令和 8 年度より、申告書等の OCR 用紙が税務署に備え付けられなくなります。

そのため、PCA 法人税の機能である OCR 印刷機能(直接印刷機能)は、Rev28.00 より廃止とさせていただきます。

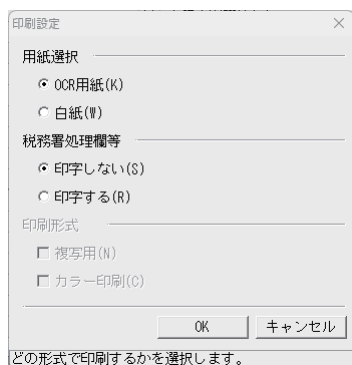
OCR 印刷機能(直接印刷機能)が廃止となる処理

- ・別表一
- ・適用額明細書
- ・法人事業概況説明書

※地方税の OCR 印刷機能は廃止にはなりませんので、従来通り使用することができます。

※白紙印刷機能は廃止にはなりませんので、従来通り使用することができます。申告する場合には、こちらをご利用ください。

Rev27.03 以前



Rev28.00 以後

